https://rodosoken.com

クォータリー

李

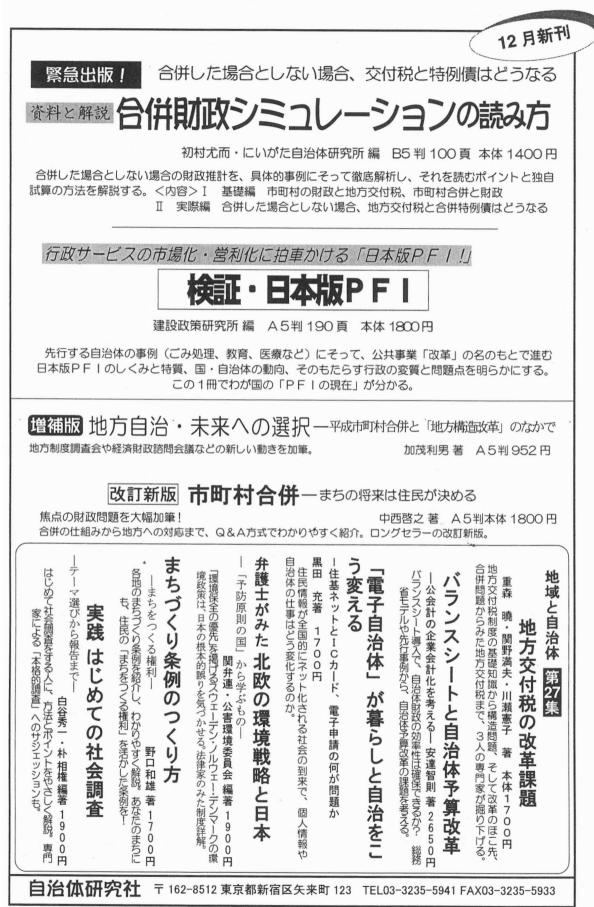
刊

ISSN 0918-7618

2003年冬季号

特集 リストラ・失業・雇用、地域経済問題 国民的共同の探求	での	No.49
リストラ・失業・雇用問題をどのように解決する	らか	
	大須 眞治	
雇用、くらし、いのちを守るルールの確立で、 資本主義の暴走をくいとめよう	伊藤 圭一	
地域経済を守る商工業者の共同	小谷 紘司	
大田区の工場地帯と地域経済を守れは、		
大田区すべての人々の願い	後藤 耕三	
青年の雇用と働くルールの改善をめざす共同の拡	t+	
育牛の雇用と働くルールの成善をめどり共同の加		
	林萬太郎	
ノーベル賞と島津製作所―いま島津の現場では		
沖 一	·櫻田 照雄	
国際・国内動向		
ILO勧告に沿った公務員制度改革を求める!	岩田 幸雄	
男女の昇格差別を争った芝信用金庫事件が最高裁で和解	坂本 福子	
新刊紹介		
社会福祉辞典編集委員会編 <mark>『社会福祉辞典』</mark> 全労連パート臨時労組連絡会編	石川 芳子	
『パート・臨時などではたらくみんなの実態アンケート	調査報告書』	
	川口 和子	
足立辰雄著『現代経営戦略論 <mark>』</mark>	井上秀次郎	
佐藤真人他著『日本経済の <mark>構造改革』</mark>	浜岡 政好	

# 労働運動総合研究所



https://rodosoken.com

労働総研クォータリー

第49号 (2003年冬季号)

日

次

特 集●リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求

国際・国内動向	
■ノーベル賞と島津製作所 ――いま島津の現場では	33
	20
■青年の雇用と働くルールの改善をめざす確保の共同の拡大 林 萬太郎	26
■大田区の工場地帯と地域経済を守れは、大田区すべての人々の願い後藤 耕三	20
■地域経済を守る商工業者の共同	14
伊藤 圭一	7
■雇用、くらし、いのちを守るルールの確立で、資本主義の暴走をくいとめよう	
――「公的雇用創出のための政策提言」の意義について 大須 眞治	2
■リストラ・失業・雇用問題をどのように解決するか	

国際・国内動向

■ILO勧告に沿った公務員制度改革を求める! ………………………………………………………… 岩田 幸雄 39 ■男女の昇格差別を争った芝信用金庫事件が最高裁で和解 ……………… 坂本 福子 42

新刊紹介●社会福祉辞典編集委員会編『社会福祉辞典』 石川 芳子/●全労連パート臨時労組連絡会編『パー ト・臨時などではたらくみんなの実態アンケート調査報告書』川口 和子/●足立辰雄著『現代経営 戦略論』 井上秀次郎/●佐藤真人他著『日本経済の構造改革』 45

•No.45~No.48総目次

48

(本文中の書籍等の価格は、全て本体価格です。)

# 特集/リストラ・失業・雇用、地域経済問題での国民的共同の探求 リストラ・失業・雇用問題をどのように解決するか 一「公的雇用創出のための政策提言」の意義について

# 大須 眞治

## とりくみの経過

昨年12月2日、江口英一・中央大学名誉教授、 熊谷金道・全国労働組合総連合議長、大木一訓・ 労働運動総合研究所代表理事などの12人の呼び かけによって、「『公的雇用創出のための政策提 言』発表&懇談の夕べ」が開催され、約50人が 参加して、「公的雇用創出のための政策提言」を めぐって、失業問題についての今後の運動をど のように展開していくかにについて活発な意見 を交わした。

「公的雇用創出のための政策提言」(以下、「提 言」)は、労働運動総合研究所が建設交運一般労 働組合の委託により、2001年10月から研究を始 め、ここにその成果を発表するに至ったもので ある。研究会は、大木一訓労働運動総合研究所 代表理事をはじめとして、13人の研究者、労働 運動活動家をメンバーとして発足し、すでに2002 年1月、「『緊急地域雇用創出特別交付金』を活用 し、改善を求める緊急提言」を発表した。今回 の「提言」はこの「緊急提言」をより体系的に 発展させたものである。

労働運動総合研究所がこのような課題に取り 組んだのは、今次の深刻な失業状況に対して、 労働運動の側がより積極的にかつ具体的に取り 組むべき課題の解明が必要であるという問題意 識に基づいていた。この課題に取り組むにあたっ て、失業問題が失業者のみならず現役の労働者 や自営業者に対しても深刻な問題をつきつけて いる中で、失業者の切実で、早急な実現を必要 とする要求を現実のものとすることについて具 体的な道筋を明らかにしていくことが必要で あった。同時に失業者だけでなく、現役の労働 者・業者の要求を実現していけるものとして、 十分な合意を得、運動を展開していく政策を提 起していかななればならないという問題意識が 研究会を発足させた大きな目的であった。

#### 失業対策として必要とされるもの

今次の失業状況の深刻さについては、大方の 意見の一致するところであるが、この状況を労 働運動の側からいかに打開していくべきかにつ いて、具体的な政策が必要であった。現在の失 業は、特定の産業や、一時的に現われた失業で はなく、長期に全産業的にあらわれているもの である。このように長期に全産業にわたる失業 に対しては、失業者の産業間の移動とか、一時 的に民間企業に失業者を吸収するような施策で これを解決することができないことは、言うま でもないことである。ここに雇用失業対策とし て本格的な対応が必要とされる根拠がある。雇 用失業対策としては、雇用の絶対的な量の拡大 がどうしても欠かせないものである。国レベル での雇用量の増大・雇用創出は、政府や自治体 の公的な責任を抜きに実現できるものではない。

#### 政府の雇用失業対策の動向

―「特別交付金の登場」―

ところが政府の雇用失業対策に対する姿勢は、 一貫して公的な雇用創出を避けるものであった。 1996年3月に失業対策事業の根拠法である緊急 失業対策法を廃止する時の政府の考え方は「雇

- 2 -

用失業対策は、民間企業における雇用の安定や 雇用の促進のための施策の拡充、発展及びその 積極的活用を基本とするべきであり、失対事業 のように失業者を吸収するために国や地方公共 団体が事業を実施する方式は取るべきではない」 (「失業対策制度調査研究報告(平成6年12月9 日)」)というものであった。これが政府の雇用 政策の基調であった。ところが、1999年6月、 「産業構造転換・雇用対策本部」が決定した「緊 急雇用対策及び産業競争力強化対策について の中で「緊急地域雇用特別交付金」が示される こととなった。これは「臨時応急の措置として、 『緊急地域雇用創出特別交付金』を創設し、各地 方公共団体の創意工夫にもとづき緊急に対応す べき事業を実施し、雇用創出の機会を図る」と いうものであった。ようやく政府は公的責任に よる雇用創出に踏み切ったのである。

### 「特別交付金」に対する政府の姿勢

とはいえ、政府はこれまでの姿勢を根本的に 改めて、公的な責任による雇用創出に本格的に 取り組もうとしたのではなく、あくまでも臨時 応急の措置として、「特別交付金」の創設を行っ たのに過ぎなかった。そのため「特別交付金」 は失業対策としては極めて不完全なものに終始 せざるをえなかった。そこでこの「特別交付金」 を失業対策として有効に機能させるため、政府 が公的雇用政策に積極的な姿勢をとるようして いくようにするため、強力な運動を展開するこ とが必要となった。

## 「特別交付金」の継続

「特別交付金」をあくまでも臨時応急の一時的 な措置にとどめるために雇用失業対策としては 多くの問題があった。そのうちの一つとして、 これを2年の臨時的な措置で打ち切ることとさ れていた。しかし、ひとたび「特別交付金」事 業が実施されるや、これが失業対策として有効 に機能する可能性のあることが明らかになり、

## 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

失業問題の緩和・解決を目指す人々は即座に、 「特別交付金」事業の打ち切りに反対し、継続を 要求した。全労連や建交労を初めとする労働組 合などの諸団体は、継続のためのねばり強い運 動を展開した。その結果、全国で500に近い地方 議会で継続を要求する決議を上げるなど、運動 が大きく広がり、「特別交付金」は、2002年12月 「緊急地域雇用創出特別交付金」として、新たに 3年の事業として引き継がれることになった。 こうして運動の力により「緊急地域雇用創出特 別交付金」の延長は実現したが、それを失業対 策として真に有効に機能するようにさせるには、 さら粘り強い運動が行われなければならなかっ た。運動によりこの「特別交付金」を真に失業 対策として有効に機能するものにしていくこと が今求められているのである。

「特別交付金」事業の現実は、必要とされる失 業対策とはかけ離れたものとなっていたのであ る。そこでわれわれは「特別交付金」事業を、 事業本来の目的にかなったものにしていくため にどのような制度的な仕組みが必要であるかを、 「特別交付金」事業の実績を検討しつつ明らかに していくこととした。

## 「特別交付金」を制度にする意義

まず、必要なことは、「特別交付金」事業を不 安定な状態から安定して機能するものとしてい くことが必要であった。そのために法律に基づ く制度にしていかなければならない。法律に基 づく制度にして、失業に対して、必要な時はい つでも活用できるものとすることである。現在 の「特別交付金」は法律に基づく制度ではない ため、政府はいつでもこの事業を取りやめるこ とができるようになっている。そのような不安 定な事業ではなく、これを法律に基づく失業対 策として確立し、必要な時にはいつでもこれを 機動的に利用できるようなものにすることが重 要である。

そもそも、現在、政府の行っている失業対策

— 3 —

の内容は、極めて貧弱なもので、失業対策とし て一応制度的に安定したものとしてあるのは、 雇用保険制度のみでしかない。雇用保険制度一 つでこの深刻な失業に対処しようとしているの が政府の姿勢である。このこと事態が無謀なこ とである。「特別交付金」が制度として確立され れば、失業に対処する制度は、少なくとも雇用 保険だけでなくなる。雇用保険制度が所得を保 障することで失業者の生活を保障する制度であ るのに対して、「特別交付金」による制度は、仕 事を保障することで失業者の生活を保障する制 度となり、これら二つの制度が失業対策の両輪 となって、これまでとはちがった強力な失業対 策を実施することができるようになることは間 違いない。

## 「特別交付金」の改善・継続から制度化へ

失業対策として重要な役割を持つ「特別交付 金」事業を制度にしていくことが、われわれの 一つの目的ではあるが、そのためには現行の「特 別交付金」事業が失業対策としてもっている多 くの欠陥を補い失業対策としてより有効に機能 できるものにしていくことが必要である。事業 が行われる中で、はっきりしてきた欠陥につい ては早急な改善がされなければならないであろ う。

そこでまず、大きな問題となるのは、事業の 規模である。現行「特別交付金」の事業規模は 1年単位で考えれば、わずか1,000億円足らずの 規模でしかない。完全失業者数が300万人を超え る事態が何年も続いている時に、この規模はあ まりにも小さすぎるものである。50万人の雇用 創出をするだけでも、1人当たりの賃金を最低 200万円保障するとすれば、賃金だけで必要な事 業規模は1兆円になる。どう少なく見積もって も、今の事業規模の10倍以上なければならない であろう。

さらに問題となるのは、就労期間の問題であ る。現行では就労期間は6ヶ月として、再雇用 を認めないことになっている。これでは、失業 者の生活保障としてはあまり役に立たないばか りか、事業効果も著しく低下させている。少な くとも失業者の生活安定に役に立つような期間 の就労保障がされなければならないし、事業効 果を上げられるだけの期間が考慮されなければ ならない。このように現行の「特別交付金」事 業は失業対策として大きな欠陥をもっており、 これらの欠陥は早急に改善されなければならな い。このように現行事業の欠陥を改善しつつ、 「特別交付金」事業を制度として確立していくこ とが求められている。「交付金」事業の有効活 用・改善、そしてその制度化がわれわれの目指 すところである。

#### 「特別交付金」の積極面

現行の「特別交付金」事業が失業対策として 多くの欠陥があるにもかかわらず、それを有効 な失業対策の制度にしていかなければならない とするのは、「特別交付金」事業には活用のしか たいかんによっては地域の失業対策としてだけ でなく地域の住民生活の改善にとっても有効に 機能する仕組みが組み込まれているからである。 そのような仕組みとして重要なものを三つあげ ることができる。

第1には、地域の失業対策として有効に機能 する仕組みがあるというものであり、第2には 地域の事業のあり方を住民本位のものに変える ことができる仕組みである。そして第3には地 域における住民の自治のあり方を変えるものと しての仕組みがある。「特別交付金」事業が本来 持っている機能を全面的に発揮し、地域の失業 対策のあり方を変え、地域の公共事業のあり方 を変え、地域の住民自治のあり方を変えるもの として機能するようにしていくことが必要なの である。「特別交付金」事業をそのようなものに していく方向を事業の現実の中から明らかにし、 政策として提起していくこととしたのである。 ①失業対策として即効性のある事業の実施

- 4 -

「特別交付金」が持っている第1の特徴は、地 域の失業対策として有効に活用できる機能であ る。「特別交付金」によって、公的な資金は、直 接に地域の雇用創出のために活用することがで きる。「特別交付金」は自治体が地域の状況に応 じて事業を起こすことができるようになってい るのである。地域の雇用失業状況に合わせて、 地域の雇用失業の改善に役に立たせるように事 業を起こすことができるのである。この機能を 最大限に発揮していけば、「特別交付金」による 事業は、地域の失業問題に直接・最も効果的に 役に立つものとなるのである。地域の失業者を 失業者の実情にあわせて、地域の事業に雇用し、 失業者の生活保障を実現することができるので ある。

#### ②住民に役立つ事業の実施

「特別交付金」事業を地域における雇用創出と して最大限有効に活用する場合、雇用創出のた めの事業は、同時に、地域における住民の要求 を実現する事業とすることができる。これが「特 別交付金」事業が持っている第2の重要な機能 である。「特別交付金」は地方自治体が創意工夫 して事業を起こすことになっているので、地方 自治体の考え方によって地域における雇用創出 を地域住民の要求を実現する事業として行うこ とができる。地方自治体が住民要求を実現する 方向で事業を行おうとする気があれば、それは 十分可能なのである。住民の力で地方公共団体 がそのように事業を起こすようにすることがで きれば、地域における住民要求の実現と地域に おける失業問題の解決を同じ事業で実現するこ とができるのである。

#### ③地域住民・失業者・労働者・業者の声の結集

そして、自治体が雇用創出と住民要求の実現 を結び付けた事業を行うかどうかは、自治体が 住民本位の自治を実施するかどうかにかかわっ ている。まさに地方自治体が真に住民の立場に 立つか立たないかの問題にかかわっているので ある。地域の失業問題に、そして地域の事業に

## 労働総研クオータリーNo.49(2003年冬季号)

どこまで地域の住民・失業者・労働者・業者等 の声を生かすことができるかどうかにかかわる のである。こうして「特別交付金」による事業 は、失業問題を通して地域の失業問題そして地 域における公共事業のありかた、そしてそれら 地域の雇用問題や地域の公共事業のあり方に地 域のあるゆる住民の声をどこまで反映できると いう問題になるのである。

以上のような条件を備えた「特別交付金」事 業が地域で定着するようになれば、そこでは地 域の雇用、公共事業をめぐってあらゆる地域住 民が自治体を中心にその考えを反映することが できるようになることは間違いない。そのよう な可能性を現実のものにしていくために必要な 制度の基本になるものを「提言」で提起したの である。

### 制度実現に向けた具体的な「提言」

「特別交付金」事業が以上述べてきたような、 機能をはたすためには、具体的な運営の面で、 多くの配慮が行われることが重要である。そう した必要な配慮については、これまでの「特別 交付金」事業の経験からいくつか重要な課題が 明らかになってきている。「提言」では、具体的 に運営上必要な配慮についても、具体的にいく つかの点を提起した。そのうちの特に重要なも のについていくつか述べておく。

第1は、施行者の決定に関するものである。 この事業の施行には失業対策として有効に機能 させるための配慮が必要である。失業者に就労 を保障し、それによって就労した者の生活を保 障できるように運営されなければならないので ある。したがって、事業の施行者には失業者の 労働や生活の実情を熟知している者が当たるこ とが必要である。単純に競争原理に基づき、コ スト低減競争に失業者をさらすようなもので あってはならない。こうした状況を配慮して、 事業の施行者の決定にあたっては、失業者の実 情に周知した者が施行者になれるようきめ細か

な配慮がされなければならない。したがって、 随意契約などの方法による施行者の決定など、 一般の事業とは異なった方法により、施工者を 決定するなど十分な配慮を行うことを提案して いる。

第2は、事業の内容は、失業対策としての性 格を持つと同時に、地域住民の要求を実現する ようなものにならなければならない。地域の失 業や失業者の実態に適合するものであると同時 に、地域住民の要求を実現する事業としていく ためには、地方自治体が要の役割を果たさなけ ればならない。これまで地方自治体は、雇用失 業問題について十分な経験をもっているわけで はない、この弱点を早急に克服して、地域の雇 用失業問題に適切に対処できるようにするため には、自治体に、雇用失業問題を専門的に扱う 窓口の確立が欠かせない。そのような窓口とし て「事業企画委員会(仮)」などの設置を提案し ている。

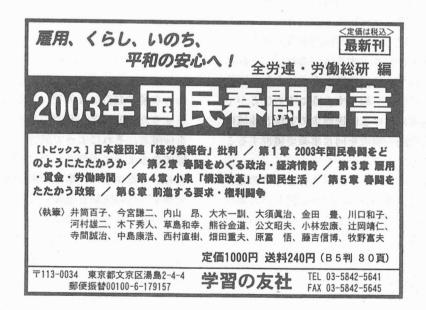
その他、事業の企画から実績まで事業の内容 について、情報公開を図ること、基金は全額国 庫負担とすること、基金の配分の仕方、事業就 労者の労働条件について就労期間の問題をはじ めとして、就労者の仕事と生活を保障できるよ うなものにすることなど、具体的な制度の枠組 を提示した。

#### 「提言」を活用して、運動の前進を

研究所が「提言」を発表したのは、この「提 言」をそのまま法律にしようということではな い。この「提言」をきっかけに、より多くの人々 が失業問題に注目し、失業の実態に関心を持ち、 失業問題を解決して行く方向について議論し、 失業対策について多くの意見をまとめて要求に し、その要求を実現する運動のために活用して いただきたいというのが「提言」作成の動機で ある。「提言」は、そうした運動を飛躍的に前進 させるための「たたき台」であり、この「提言」 がそうした意味で、大いに活用されることが期 待される。

(おおす しんじ・労働総研事務局長・中央大学 教授)

※「公的雇用創出のための政策提言」全文が必要な方は、労働総研事務局まで。送料共310円。



労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

# 雇用、くらし、いのちを守るルールの確立で、 資本主義の暴走をくいとめよう

# 伊藤 圭一

## はじめに

#### 企業エゴの経営者が顕彰される時代

10月16日、総理大臣官邸で「企業改革経営者・ 内閣総理大臣表彰式」が行われた。経済活性化 戦略の一環として創設したという、その制度の 第1回の受賞者には、トヨタ自動車の奥田碩氏、 日産自動車のカルロス・ゴーン氏らが選ばれた。 奥田氏といえば、「人間の顔をした経済」や峻厳 な「経営者責任論」で知られる。しかし他方で、 春闘解体・賃金抑圧、下請搾取の強化をとこと んまで進める二面性のある経営者である。02春 闘時、トヨタは3月期決算で史上空前の1兆円 をこす経常利益をあげていた。にもかかわらず、 奥田氏はベアゼロを断行させ、02春闘相場に決 定的な打撃を与えた。もう1人のカルロス・ゴー ン氏は、日産の赤字経営を「V字回復」させた ことで信奉者を増やしている。しかし、その経 営は、保有資産の売却、国内5工場の閉鎖と労 働者35,000人の削減、1200あった取引企業の半 減、関連・下請単価の2~3割への低減という、 苛烈なリストラで利益を搾り出したというのが 実態だ。1997年、ゴーン氏が企てたベルギーの ルノー・ヴィルヴォルド工場閉鎖問題は、ヨー ロッパ各地のルノー労働者のストライキを引き 起こし、国際的非難を浴び、ベルギーとフラン スで訴訟をおこされてルノーは敗れた。彼のリ ストラ手法は、欧州労使協議会指令、欧州社会 憲章とその関連国内法、労働協約を侵害した露 骨な違法行為であるとして、ヨーロッパでは犯 罪行為と断定されている。

労働者や下請・関連企業を踏み台にして、個 別企業利益と株主の利益だけ追求し、地域経済 の崩壊など知った事ではない。こうした経営手 法をとる人物達を、経営者団体ではなく、総理 大臣が「理想的な経営者」と賞賛する。こんな ことでは、日本経済が不況の底を打つ日はほど 遠いと思える。

政府・財界のリストラ万能路線と、私達の目指 す方向

私達は今、日本の経済再生の方向性をめぐり、 その舵をどちらに切るか、重大な局面に立たさ れている。政府・財界は、アメリカ型の市場原 理主義をモデルに、既存のルールを解体して「リ ストラやり放題」の社会をつくれば企業活力は 再生すると主張している。実際には、労働法、 経済法の改編、社会保障や税制など各種制度改 悪によって政府は大企業支援をしており、政府 の経済政策は市場主義ではなく、国家介入型の 大企業至上主義というべきである。根底にある のは、弱者(構造的不況業種、中小零細企業、 労働者…)保護は無駄・非効率であり、強者だ けが生き延びるべきという発想だ。

これに対し、我々は、資本主義経済の活力を 取り戻すためにも「規制」が必要と考える。規 制という一定のルールがなくては、資本主義は 目先の利益を求めて「暴走」し、自らの存立基 盤すら壊してしまうからだ。かつてであれば、 大企業のパイ(利益)を増やすことに協力すれ ば、関連・下請企業、労働者の分け前も増えた かもしれない。しかし今や大企業は民族資本で あることを捨て、グローバル化を指向している。 企業に社会的責任をとらせる制度を設けなけれ ば、増やしたパイは持ち逃げされる。働くルー ルを確立し、中小企業・下請企業に対する大企 業の横暴を規制することで、はじめて労働者・

- 7 -

国民の雇用と暮らしは守られ、冷え込んだ消費 も回復し、地域経済の再生をはかることができ る。

リストラ万能の風潮を許さず、「雇用、くら し、いのち、平和」を守る運動を、未組織労働 者、中小業者、農民、医療福祉団体などあらゆ る国民・諸階層との共同でつくりあげていくこ とが求められている。そのためには「対話」が 必要だ。この秋、全労連は、全国各地で「キャ ラバン行動」に取り組み、労組訪問や自治体首 長・幹部、経営者団体との懇談を重ねてきたが、 立場の違う人々の間に、私達と共通の問題意識 が醸成されつつあることが、あらためて確認さ れた。社会的「対話」において大切なのは、現 状認識の交流である。本稿は、政府・財界が一 体となって進めているリストラ攻撃の現状・手 法とその問題点・限界性をどうみるべきかを考 察し、こうした対話の素材を提供することを意 図したものである。

## 1. リストラ「合理化」の現状と背景

#### (1) 労働者の状態 - 雇用・賃金の現状

日本の労働者の雇用と賃金・労働諸条件は、 これ以上の後退を許してはならないところにき ている。完全失業者は360万人余。これに、求職 をあきらめた人も含めると実質的失業者は1000 万人にのぼるといわれる。完全失業率が5%を 超えてから既に1年3ヶ月が過ぎるが、直近の 10月調査では男性の失業率が5.9%と過去最悪を 記録するなど、状況好転の兆しはみられない。 女性の失業率(5.1%)は男性を下回っている が、それはパート・臨時等の労働市場が吸収し ているからである。厚生労働省「パート労働総 合実態調査」によれば、女性の「正社員」は970 万8千人で、ついに「正社員以外」の984万4千 人を下回った。パート等労働者は、本来は短時 間労働者であるわけだが、日本では不安定雇用 をも意味する。雇用の流動化・不安定化は急激 に進行している。

正社員を含めた雇用労働者の状況も深刻であ る。有給休暇取得率は5割にも届かず、5人に1人 は"過労死ライン"といわれる月間残業80時間 を超えて働き、さらにサービス残業も1人あた り年間300時間近くある。こうした長時間過密労 働によって、過労死は増加の一途をたどってい る。また、自殺者が4年連続で年間3万人を超 えているが(98~01年)、その背景には「経済的 要因による自殺」の増加、つまり、リストラに よる失業・倒産の急増がある。厚生労働省も、 こうした状況に対し、過労死認定基準の緩和や、 予算措置の中でのメンタルヘルス対策費用を増 やすなどの対応をとらざるをえなくなっている。

このように、日本に吹き荒れるリストラの嵐 は、職場の外に大量の失業、職場の中に長時間 過密労働と健康破壊という不合理な状態を生み 出している。違法行為であるサービス残業をな くせば90万人分の雇用が、残業をなくせば170万 人分の雇用が創出されるとの推計がある。こう した雇用創出への取り組みは、今の雇用情勢を 考えれば、当然、企業も検討してしかるべきで あるが、財界・企業はそうした方向には目もく れず、雇用不安を逆手にとった賃下げ攻撃に力 を注いでいる。その結果、民間労働者の年間平 均賃金は4年間連続で減少し、賃金、福利費等 を合計した労働費用総額は3年で1割強も減ら された。公務労働者の賃金も3年連続で減少し ている。そればかりか、03年度については、平 均15万円の年収ダウンを強いる人事院勧告がだ され、それに基づく給与法の改悪が強行された。 最低賃金についても、02年度の中央最低賃金審 議会が引上げ額の「目安」を示さず、17地方で は1円アップと奮闘したものの、30地方で引き 上げ見送りとなり、パート、アルバイトなどの 賃金底上げ闘争の重い足枷となっている。官民 の賃金引下げ悪循環と最賃改訂見送りは、03春 闘に重くのしかかってくる。財界は、労働コス トが経営を圧迫しているというが、労働分配率 は98年から低下し、"リストラ肥り"の企業がで

- 8

てきている。全労連ビクトリー・マップの分析 でも、企業による明暗ははっきり分かれている が、利益をあげ、ばく大な内部留保をつみ増し ている大企業は少なくない。

(2) 経済情勢-政府の経済政策のまちがい

経済政策の転換を訴える労働者、国民の声の 高まりに、ここにきて、ようやく小泉政権も景 気刺激策を含む5兆円の補正予算を組まざるを えなくなったが、なによりも「痛み」が優先= 不良債権処理の加速が最重要、という小泉政権 のスタンスがかわったわけではない。小泉・竹 中経済政策は、重篤な状態にある患者(日本経 済) に対し、必要な輸血、点滴、麻酔(セーフ ティネットの拡充と景気刺激策)も施さず、病 巣(不良債権)摘出手術をするようなものであ り、日本経済とわたしたちのくらしを惨憺たる 状況に陥らせる。この状況を喜んでいるのは、 日本の企業と市場を底値で買おうと虎視眈々と 狙うアメリカ等外資系企業である。このままで は、破綻し一時国有化されていた金融機関・長 銀が米国投資会社リップルウッドに安く買い叩 かれたようなケースがどんどんでてくる可能性 が指摘され、小泉・竹中路線は「国を売る政策」 (植草一秀・野村総研主席エコノミスト) とすら いわれている。

バブル期の不良債権処理は既に終わっている が、不良債権は増えている。その理由は、デフ レ下での不良債権処理は、倒産を引き起こし、 新たなデフレと不良債権を生み出すからである。 需要の崩壊こそが不況の原因であり、供給構造 の改革では不況から脱却できない。原因(=デ フレ)と結果(=不良債権)を取り違えた経済 政策を転換し、雇用と賃金・労働条件を維持・ 向上させ、減税や社会保障拡充でくらしに安心・ 安定をもたらすセーフティネット拡充をはじめ とする景気刺激策・内需拡大策こそが緊急に求 められている。しかし、現政権にはそうした考 えはない。日本の経済と社会を救うため、労働 組合が厳しい情勢に屈せず、切実な要求を掲げ 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

てたたかう重要性が、ますます増している。 (3) リストラ圧力としてのグローバル化

企業リストラに対する我々のたたかいに立ち はだかる大きな壁は、グローバル化問題である。 アジア諸国の産業基盤が確立され、技術水準が 向上してくるにつれて、日本経済を牽引してき た輸出関連産業は、日本国内での生産活動を整 理・縮小し、部品調達先、生産場所、販売ルー トなどの国際的な再配置をはじめ、グローバル 規模で競争力を競い合うようになっている。財 界・政府が金科玉条とする「グローバル・スタ ンダード」は、実は、アメリカ型資本主義モデ ルにすぎないが、実態としての経済のグローバ ル化は確かに進んでおり、リストラを促進する 強い圧力となっている。

内閣府調査によれば、製造業全企業ベース(海 外現地生産をおこなっていない企業を含む) で みた海外現地生産比率は01年度実績では11.1% だが、06年度には15.8%へと増える見通しとい う。また、経済産業省の調査によれば、すでに 00年度に、電機産業の海外生産比率は25.2%に、 自動車産業は33.2%に達している。過去2年か ら03年までの3年間に国内製造業の生産額は、 海外移転がなかった場合に比べ4兆円(下請け などを含む)、雇用機会では14万5千人減少する との推計もある。こうしたもとで、国内的にも 大企業による不採算部門の切り捨てや売却、生 産拠点の海外移転による国内工場の一方的な閉 鎖や縮小といったリストラが拡大し、部品の海 外調達や「アジア価格」の押し付けなどによる 下請け・取引企業の切り捨てが進行して、地域 の産業空洞化を深刻にさせている。

グローバル化にどう向き合うべきか

資本のグローバルな移動は、とどめがたい流 れである。しかし、それは先進諸国において、 地場産業の崩壊と失業、賃金・労働諸条件の水 準低下、労働者のたたかいの到達点である労働 基準の切り下げなどを招く。他方で、企業進出 先国では雇用は拡大するが、多国籍企業の収奪

- 9 -

体制下に、国民経済が組み込まれることになる。 進出先国の労働者が、低賃金・劣悪な就労環境、 公害、地場資源の過剰消費などをはねつけて、 一定の規制をつくるまでには厳しく長いたたか いが必要となる。そのとき、先進諸国の労働基 準が崩されてしまっていたら、ますます条件は 厳しくなる。少なくとも、短期的にみれば、グ ローバル資本のなすがままでは、世界的レベル で労働条件の切り下げが進行することはまちが いない。

ここで私達が参考にしたいのは、EU(欧州 連合)である。多国籍企業の一方的なリストラ を規制する「労使協議会指令」、解雇や企業組織 再編から労働者を保護する指令、「小企業が政策 の優先課題に」据えられるべきとする「欧州小 企業憲章」などさまざまな社会的ルールや社会 的合意が確立されている。さらに今日では、グ ローバル化問題に対応し、「企業の社会的責任に ついての欧州の枠組みを促進するためのグリー ンペーパー」が01年7月に発表され、これをめ ぐってさまざまな角度からの議論が開始されて いる。労働側と企業側で、規範の強制力の持た せ方についての意見は分かれているが、加盟各 国の経済を安定的に成長させるためには、企業 の社会的責任が重要という視点は、共通の認識 となっている。この点、日本も大いに学ぶべき である。

日本政府が模範としているアメリカには、E Uのような国際的な企業規制の基準を展望する 観点は乏しい。しかし、他国の市場開放を強引 にせまる一方で、自国で保護すべき産業は高率 の関税で守り、貿易相手国企業に対し輸出自主 規制をさせる政治的調整を働きかけ、自国内で の部品調達をもとめるローカル・コンテンツ法 などを実施している。他国には犠牲を強いてで も、主権国家の利益については、きっちり守る というのがアメリカのスタンスである。日本は どうか。貿易障壁が高いとアメリカに指摘され てきたが、ここにきて規制緩和一辺倒となり、 特定輸出品目に対するセーフ・ガード発動がお そるおそるなされた程度でしかない。自国の地 場産業と雇用を見殺しにしている政府は、日本 だけではないだろうか。

(4) 昨今のリストラ・「合理化」の手法と影響

国際的な産業再編を背景に、これまでの企業 組織のあり方そのものを見直す風潮が強まって いる。昨今のリストラ「合理化」の特徴は、こ うした流れにのって、従来、日本企業の強さの 源泉といわれてきた「終身雇用」、「年功制」を も捨て、空前のリストラ=首切りに踏み込んで きている点にある。

今や過半数の企業が人員削減に取り組んでい るが、とりわけ目立つのが製造業である。東京 商工リサーチ調査によれば、東証上場製造業956 社の02年3月期の総従業員数は10万4,410人減少 している。全体の約8割にあたる企業で従業員 数を減らし、100人以上減らした企業は221社に のぼる。

人減らしの手法としては、自然減+採用抑制 はいうまでもなく、「希望退職募集」が大きな比 重を占める。それを、企業組織再編に絡めて行 うやり方が横行している。従来からある合併(97 年度で2,174件:公取委報告)、営業譲渡(97年 度で1,546件)もそれぞれ激増しているが、01年 4月から施行されている会社分割制度の活用も 多く、東京商工リサーチによると、施行後1年 間に会社分割公告を官報に掲載した分割会社は、 538社に達している(厚生労働省まとめ)。

営業譲渡の場合の、労働者の雇用と労働条件 の変化をみると、「労働者の転籍を行った」企業 が7割、「退職者がでた」が3割強、「賃金が低 下している」が5割近くいる(厚労省調査・労 組回答)。このことからもわかるように、営業譲 渡が、事業再編という口実の下、労働条件の切 り下げをねらって行われることが多い。

さらに効率的なグループ経営が可能な「企業 組織形態」として、財界・大企業が重視してい るのが「純粋持株会社」である。この形態によ

り、経営者は自ら直接事業を行わず傘下企業の 事業を支配し、株主利益の徹底追求など利潤の 最大限追求を行うことができる。こうした財界 の強い意向で、97年、独占禁止法が改悪され、 さらに、純粋持株会社に移行する際の手続きを 円滑にするための「株式交換・移転制度」及び 「会社分割制度」が99年に制定された。こうした プロセスを経て、解禁された戦後初の「純粋持 株会社」はNTTである。純粋持株会社として のNTTはグループ内における利益の最大限追 求のため、傘下の東・西会社に本体業務の外注 化と11万人もの人員削減、30% 賃下げなどの大 掛かりなリストラ「合理化」を労働者に押し付 けている。こうした動きは、各産業分野に飛び 火しており、純粋持株会社の設立が拡大してい る。NKK(日本鋼管)&川崎製鉄、日本製紙& 大昭和製紙、JAL&JAS、日清製粉グループ本 社、ソニー、日本ユニパックホールディング、 みずほホールディングス、UFJ グループなど、 今後も広がる勢いである。内閣府「企業行動に 関するアンケート」調査によれば、持株会社化 した企業は過去3年間の9%から、今後3年間 で23%へと増える見込みという。

純粋持株会社方式によるリストラとのたたか いで、労働組合が直面している課題は団交権確 立問題である。持株会社は、事実上、子会社を 全面的にコントロールしている。このことを財 界はよくわかった上で、純粋持株会社が子会社 の人事・労務管理に関与しているという痕跡・ 証拠をのこさないよう、各企業に注意を促して いる。証拠を残すと、「純粋持株会社が子会社従 業員の使用者であると位置づけられる可能性が あり、その場合、子会社の労働組合との団体交 渉応諾義務が発生する。これでは、持株会社の メリットである経営の迅速性が損なわれる」か らである(日本経団連「企業組織再編とグルー プ経営における人事管理」報告。01年5月)。事 実上の支配力をもつ純粋持株会社に対し、子会 社労働組合との団交応諾をさせるため、立法運

労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

動を含む取り組みが急務となっている。

# (5)政府がすすめる、企業奉仕のリストラ促進・支援策

個別企業が利益第一で、社会的責任を放棄し ているとき、労働者の雇用を守るスタンスで、 政府が規制にのりだすことが望まれよう。しか し、政府は労働諸法制や会社法制などの「整備」 で、むしろリストラを後押ししている。90年代 半ば以降、労働時間管理や雇用契約「弾力化」 のための労働基準法改悪、派遣対象業務の原則 自由化などの「労働者派遣法」改悪、民間有料 職業紹介事業拡大にかかわる「職業安定法」な どの改悪が相次いで強行されてきた。また、既 にのべた「持株会社」の解禁、分社化や「会社 分割」などの企業組織再編手続き簡素化のため の会社法制の「整備」、「金融再生法」の制定、 労働者・国民の税金を使ってリストラを促進す る産業再生法の制定など、企業の要請をそのま ま取り入れた立法措置は、迅速にやってのけた。 一方で、営業譲渡の際の、労働契約承継の立法 化は、この夏にあっさりと断念した。国鉄分割・ 民営化、NTTなど"国がかりの大企業"におけ るリストラが、不当労働行為や労働者いじめの 数々の違法・脱法行為を行っていることについ て、国内はもとより国際的にも問題になってい るにもかかわらず、これを政府が黙認し、裁判 所もこれを容認していることも重大な問題であ る。

さらに今また、解雇しやすくするルールの法 制化、裁量労働制の対象業務拡大と導入要件の 緩和、労働者派遣法の対象拡大、ホワイトカラー への労働時間管理の適用除外(ホワイトカラー・ イグゼンプション)、適用範囲拡大と条件緩和、 有期雇用契約の延長、有料職業紹介の規制緩和 などが、次期通常国会に上程されようとしてい る。この間の労働政策審議会における労働側委 員の奮闘(我々もそれを激励する行動を数次に 渡って行った)で、解雇には「正当な理由が必 要」とするなど、財界の意向を一定程度おし戻

しているが、法案内容がどうなるかは、予断を 許さない。そのほかにも、司法改革の流れから 突如だされてきた新仲裁法の問題や、構造改革 特区構想など、ありとあらゆる分野から、働く ルールをなし崩し的に解体しようとする攻撃を、 政府自らがしかけている。

公務・自治体リストラの狙い

経済法・労働法関連の改悪ばかりではない。 労働組合との協議軽視のやり方についてILOか ら厳しい勧告がだされている「公務員制度改革 大綱」の中身は、特権官僚の「天下り」の規制 を緩和し、「合法化」するとともに、「国家戦略 スタッフ」を創設し、一部の大企業からの「天 上がり」を制度化して、大企業・財界の声だけ を、国の政策決定に直接反映させるための仕組 みを作ろうというものである。また、「大綱」は、 公務員の「意識と行動原理」を「改革」し、社 会保障改悪など「構造改革」の推進に挑戦する 公務員づくりをめざそうとしている。つまり、 公務員を「国民・住民全体の奉仕者」から、多 国籍企業の際限のない利潤追求を支援する政治 の「忠実な執行者」にしようとしているのである。

現在進められている「市町村合併」の狙いも、 財界の意向を反映している。形式的に財政力を 大きくして、地方財政危機のもとでも、ゼネコ ン型の大型公共事業を展開できるようにする一 方で、「自治体リストラ」を進め、医療・福祉な どにかかる国の負担を減らすこと、広域自治体 への変質で、住民自治を空洞化させようとして いることなど、狙いは大企業への奉仕にあり、 国民の期待に応える改革とは正反対である。

# 2.リストラ攻撃の矛盾と反対闘争の到達 点

# (1)「社会的責任放棄」と違法・脱法行為の横 行に批判

以上のように、昨今の日本における企業のリ ストラ「合理化」攻撃は、労働者・国民に厳し い犠牲を押し付け、それによって「企業の体質 強化・国際競争力の回復」をもたらそうとして いるわけだが、それにもかかわらず、こうした リストラのやり方自体が、企業にとっての大き な弱点を広げているという矛盾に、我々は着目 する必要がある。最大の弱点は、大規模リスト ラ「合理化」を強引に進めるために、①国際的 に通用しないようなやり方(企業の雇用責任や 社会的責任の放棄)をしてしまっていること、② 憲法、民法、労働基準法などの国内法規や判例、 省令・通達などに抵触した「ルール破り」を行っ ていることである。希望退職といいながらの本 人同意・退職の強要、人権侵害の横行には目に 余るものがある。こうした実態を反映し、労働 委員会や裁判所などを活用したたたかいは有効 である。もちろん、司法反動のもと、不当判決 も数多くだされている。「国是」の名のもとに不 当労働行為性を免責させた直近の全動労裁判の ようなケースもある。これにひるまず、労働者 の権利を強く主張していくことが重要である。

## (2)企業「体質改善」のはずが存立基盤の喪失 に

最近の「リストラ万能」の風潮が、企業のモ ラルハザードにつながっているという大きな問 題が浮上している。実際に、商品・サービスの 質低下、歩留まり低下での返品増加は、大きな 想定外のコストとなって企業経営に跳ね返って いる。

モラルハザードは、企業にとってもっとも重 要な信用喪失の引き金をひく原因となる。電力 会社、自動車会社など、様々な産業で事件はお きているが、企業閉鎖に至るケースも生まれた のが、食品業界の不祥事事件である。2000年の 雪印乳業・加工乳の集団食中毒に始まり、子会 社の雪印食品による狂牛病対策事業を悪用した 食肉偽装、精肉専門店のラベル張り替え問題、 ダスキン・ミスタードーナツの無許可添加物の 使用、協和香料化学製の食品衛生法違反の添加 物使用など、事件は連鎖的に発覚していった。

— 12 —

政府・財界の追求する収益優先・経営体質強化 の方針は、社会的責任や働くルールといった一 定の規制がなくなると、容易に、単なる効率性・ 収益一辺倒へと転ずる。今や、経営者をはじめ、 会社幹部は「モラルや社会的責任を無視してで もなんとか利益をあげよう」という考え方とな り、リストラを進めている。これが、現場の安 全衛生や品質保持に悪影響を与え、結果として 企業信用の崩壊へとつながっている。

(3) 労働者・国民各層の共同が広がる

企業のモラルハザードが社会問題に発展する きっかけは、外部からは窺い知れない内実を知っ ている関係者による告発であるケースが少なく ない。実際に企業の内部告発者は増えていると いわれる。終身雇用・年功制度を崩壊させ、リ ストラ「合理化」で労働者いじめをしてきた結 果、企業への忠誠心が弱まったためともいわれ ているが、根本的には、現在の企業のあり方が、 労働者・国民の常識と法の正義から、あまりに かけ離れていることが背景にある。こうした企 業腐敗への批判の視点は、管理職層や、労働組 合所属の有無、組合系統の違いを超えた広範な 労働者の団結の条件を拡大している。最近では、 内部告発制度をきちんと確立させようとの意見 が、経営法曹のなかからも沸き起こり、「コンプ ライアンス」(法令や各種規定等を遵守し、公正 かつ公平な企業活動・業務遂行を行うこと)を めぐって、労働弁護士との対話が広がってきて いるという。企業の社会的責任を問う声が、日 本でも徐々に大きくなってきているのである。

## 3. これまでのたたかいの教訓に学んで

この間、全労連傘下の多くの労働組合は、そ れぞれの職場、地域で、厳しい人減らし「合理 化」攻撃に直面しながらも、解雇や労働条件引 き下げを許さず、リストラ計画の撤回や見直し

#### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

を実現させるたたかいを繰り広げ、一定の成果 を勝ちとってきた。「50歳退職・再雇用+賃金大 幅引下げ」の強要という違法・脱法行為を尽く したNTT11万人リストラでは、退職に同意しな かった通信労組・組合員に対する、「みせしめ」 的広域・異業種配転攻撃がかけられたが、「育児 介護休業法」「ILO156号条約(家族的責任と仕 事の両立)」を活用することで、育児・介護責任 のある組合員に対する命令撤回を実現すること ができた。IBMハードディスク部門の会社分割・ 営業譲渡をめぐる、JMIU日本IBM支部・藤沢 分会のたたかいでは、神奈川地労委の活用で、 「会社分割後の労働条件および見通しについて、 具体的な資料を提示するなど誠意をもって話合 いを行うこと」との実効確保の勧告を引き出す ことができた。また、たたかう労働組合を嫌悪 したNTTの差別的賃金査定については、個別労 働紛争解決促進法に基づく都道府県労働局への 申立てが有効であることが、確認された(会社 に裁量権濫用の問題性を示しつつ、評価方法と 評価の理由について十分に説明せよと「助言」)。 これらに先んずるたたかいでは、NCRによる別 会社への転籍強要に反対しての「座敷牢」(隔離 部屋)への強制配転とのたたかいでの全面勝利、 IBMの分社化と転籍強要に反対しての「見せし め出向」とのたたかい、さらにはパート労働者 の雇止め撤回や自治体リストラによる民営化攻 撃とのたたかいなど多くの闘争で、私達は勝利 の経験をもっている。それぞれの闘争の成果・ 教訓を明らかにし、リストラ攻撃をはね返し、 労働者の雇用や下請企業の営業と地域経済を守 る運動を、全国各地の国民的共同の運動として 発展させていくことが、日本の労働運動の焦眉 の課題となっている。

(いとう けいいち・会員・全労連総合労働局調 査局長)

# 地域経済を守る商工業者の共同

## はじめに

「冬来たりなば春遠からじ」。――しかし、日本経済は長いながい冬が続き、春はなかなか来 そうにはない。小泉内閣が10月30日に発表した 「デフレ総合対策」(不良債権最終処理加速策) はごの冬をいっそう厳しくするものである。

小泉「構造改革」の国民への「痛み」の押し 付けは、商工業者、労働者、農漁民など国民各 階層に、そして社会的弱者により厳しく加えら れている。国民各階層の間には運動の接点が深 まり、運動の共通の土台が広がっている。

商工業者はその中で歯を食いしばってがん ばっている。それは仲間の助け合いや運動によっ て支えられている。国民各階層の運動が互いに 手を携え、春を呼ぶことが強く期待されている。

本稿では、地域経済に焦点を当てつつ、商工 業者の共同の取り組みと国民各階層の共通の土 台が広がりつつあることについて探究を試みる。

### 1. 日本経済の縮小と地域経済の危機

ここ数年、日本経済の縮小傾向が顕著になっ ている。国内総生産、国民所得、労働・雇用な ど主要経済指標のどれをとってみてもそれは隠 せない事実である(表1)。生産はどんどん海外 へ移され、海外直接投資が増え、銀行の貸出は 減っている(図1)。国内では仕事・雇用が減少 し、お金が流れず、失業・倒産が増大し、所得 が低下し、社会保障が削減されている。アメリ カ基準に日本経済を無理やり当てはめる小泉「構 造改革」は、このように日本経済を縮小させて いるのである。それはアメリカの世界経済戦略 の狙いである。

日本経済の縮小の影響を受けて地域経済も深 刻になっている。地域格差が存在するといわれ

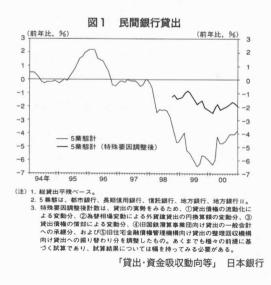
表1 主要経済指標

小谷

紘司

		-	平成12	平成13	平成14		対前	前年度	比增渡	國家	
wige.	任 康	年 度	任 康	平成1		平成1			4年度		
	1		兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総	生	産	513.0	500.6	496.2	△ 0.3	1.7	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.9	0.
民間最終消	肖費支	出	286.9	280.5	277.9	△ 1.3	△ 0.1	△ 2.2	△ 0.9	۵ 0.9	0.
民間	住	宅	20.2	18.5	18.0	△ 1.7	△ 1.5	△ 8.4	۵ 8.4	△ 2.5	۵ l.
民間企業	業設	備	80.0	79.4	75.6	6.3	9.3	△ 0.7	1.6	۵ <u>4.8</u>	△ 3.
	品増		△ 1.8	△ 2.0	△ 1.8	(0.0)	( = 0.0)	( = 0.0)	( = 0.0)	(0.0)	(0.0
政府	支	出	121.5	121.0	121.8	△ 0.3	0.6	△ 0.5	0.3	0.7	1.
政府最終	消費支	出	86.7	88.7	90.3	3.8	4.4	2.3	2.9	1.9	2.
公的固定	資本形	《成	34.7	32.3	31.5	△ 9.3	△ 7.4	△ 6.9	△ 5.2	△ 2.7	△ 1.
財貨・サーと	ころの	自出	55.6	50.8	50.7	6.7	9.4	△ 8.6	△ 9.7	△ 0.2	Δ 0.
(控除)財貨 スの輸入	・サー	Ľ	49.4	47.7	46.1	11.5	9.6	△ 3.6	△ 6.5	△ 3.4	△ 3.
内需寄	与	度			/	0.1	1.5	△ 1.8	△ 0.5	△ 1.2	△ 0.
民需る	- 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5	度	1	/		0.1	1.3	△ 1.7	△ 0.6	△ 1.3	۵ 0.
公需	<b>寄</b> 与	度		/		△ 0.1	0.1	△ 0.1	0.1	0.2	0.
外需寄	与	度				△ 0.3	0.2	△ 0.6	△ 0.5	0.3	0.
国民	所	得	380.5	369.6	365.4	△ 0.3	/	△ 2.9	/	△ 1.1	
雇用者	報	酬	280.1	276.7	273.0	0.1	/	△ 1.2	/	△ 1.3	
財 産	所	得	16.9	14.8	12.8	4.1	/	△ 12.6	/	△ 12.9	/
企業	所	得	83.5	78.1	79.5	△ 5.3	V	△ 6.5	/	1.8	V
労働・	雇	用	万人	万人程度	万人程度		%		%程度		%程度
労働力	人		6,772	6,725	6,705		△ 0.0		△ 0.7		△ 0.
就 業 者	総	数	6,453	6,375	6,330		△ 0.0		△ 1.2		△ 0.
雇用者	総	数	5,372	5,350	5,330		0.9		۵ 0.4		Δ 0.
完全失	業	率	% 4.7	%程度 5.2	%程度 5.6			_			
生		産	%	%程度	%程度					_	~
鉱工業生産指	数·增	減率	4.0	△ 10.2	△ 2.4						
物		価	%	%程度	%程度					/	/
国内卸壳物备	皆数・膿	落率	△ 0.1	△ 1.1	△ 0.8	1			/		
消費者物価指	数・時	落率	△ 0.5	△ 0.8	△ 0.6	1	/				

「経済要覧」平成14年版 経済企画庁



— 14 —

労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

	経済成長率(実質)(%)					2()	県 民 所 得 (億円)				地方財政蔵出決算額(億円)					
府県別		U		-									<b>次興額(位</b>	武円J) [	府	県別
		96年度	97年月	£	98年度	99年度	97年度	98年度	99年度	99/98	98年度	99年度	00年度	00/99		
全	国	4.1	(-)	2.0	(-) 2.0	0.5	4,021,015	3,912,310	3,901,263		546,271	541,912	533,993		》 5 全	国
北	海道	2.8	(-)	2.7	(-) 0.9	0.7	158,527	155,895	154,605	(-) 0.8	34,763	34,307	32,707	(-) 4.	7北	海道
青	森			3.3				36,428		0.6	8,949	9,264	9,444	1.	9青	森
岩宮	手城			0.6 2.0						1.6					7 岩	
日秋	田田			2.0 3.4							9,540 8,187		8,668 7,746		1 宮 3 秋	城田
山	形			1.3							7,356			(-) 3.	0山	形
福	島	5.8	(-)	2.0	(-) 1.4	2.1	60,013	58,489	60,006	2.6				(-) 2.	8 福	島
茨	城	2.2		0.1					90,803		11,860		11,123		7 茨	
栃群	木馬			2.2 0.3		(-) 1.3			63,825 62,048		8,622				0 栃	木
						2.1	03,421	61,241	62,048	1.3	8,270	8,348	7,994	(-) 4.	2群	馬
埼千	玉			0.3							19,452				1 埼	玉
十東				2.6 0.1						0.1	15,726				1千	
	奈川			3.8							65,736 17,902				0 東 1 神	京
新	渴	60	(-)	3.1	(-) 05	(-) 0.5	74.832	73.759	73,584	(-) 0.2	13,767					
富	山			2.8		(-) 0.6		33,643				13,713 6,366			6 新 8 富	
石	Л			1.8	(-) 0.8	2.7	36,242	35,378	35,494	0.3		6,830			9石	Л
福	并	4.1		0.0	(-) 1.2	(-) 1.3	24,108	23,730	23,527	(-) 0.9	5,689	5,625	5,531	(-) 1.	7 福	井
Ц				0.9												
長岐	野阜			0.6 2.6		2.7									3長	
							63,103	61,441	61,298	(-) 0.2	8,974	8,963	8,976	0.	1岐	阜
前	下 岡			2.1		3(-) 0.5									3 静	岡
爱三	知重		3(-) [(-)	4.5 0.6					248,781 52,680			21,487 7,956	21,798	1.	4愛1三	知
						5 2 5 5				· · · ·	0,034	7,950	7,948	(-) 0.	1=	重
滋京	<b>紅 賀</b>	8.8	3 (-) 3 (-)	2.5 3.3								6,150			9 滋	
大	い版			2.5					77,713 291,491		9,002 25,881	8,809 26,249			0 7 7 大	
大兵	庫	4.2	2(-)	4.7	(-) 5.2	3.0 (-)					20,852	21,883	20,420			庫
杂五	<b>夏</b>			2.1		5 1.7									5 奈	良
和	]歌山	5.:	(-)	2.2	(-) 2.2	1.3	3 27,087	26,212	26,769	2.1	6,118	6,129	5,843	(-) . 4.	7 和	歌山
息				3.2									4,753			取
島	<b>,</b> 根	4.2	2(-)	1.2	2.0	0 1.6	5 19,370	18,782	18,819	0.2	6,925	7,139	6,796	(-) 4.	8 島	根
岡				4.3							7,985	8,310	8,343	0.	4 岡	山
広山			7(-)	2.5			1					11,498				島
ц	чы	0.	3(-)	0.5	(-) 3.(	0.4	45,743	43,909	43,561	(-) 0.8	8,390	8,589	8,568	(-) 0.	2山	
德王	島川			0.6												島
香爱	と媛		3(-) 5(-)	0.8 4.9		3(-) 3.6 4(-) 2.8						5,308				
高	新知		)(-)	2.7												
袹	冒岡	4	1(-)	0.5	(-) 21	7(-) 0.1	140.635	137,374	137,502	0.1	15,629	15,442	15,499	0	石垣	岡
仿	了賀	4.	3(-)	3.4											4 個8 佐	
長	~ 崎		)(-)	3.3		L(-) 0.6	36,931	35,911	36,122	0.6	8,721	8,637	8,740	1.	2 長	崎
創大	ま 本 分			0.9 1.7											7 1 1 大	
			1.1													
宮鹿	了 崎 巨児島		3(-) 3(-)	1.1 1.1					27,427						9 宮	崎 児島
74	p 縄	5.0	)(-)	1.9	1.1	1.2	27,595	28,134	28,468	1.2	6,608	6,915	6.621	(-) 4.	3 沖	縄

表2 県民経済計算

るが、最近ではほとんどすべての地域で危機的 教調査の県民経済計算を見ても、主要経済指標 状況が広がっている。2000年10月1日実施の国 はここ数年軒並み悪化している。例えば、経済

.

「地域経済総覧」 2003 東洋経済 「国勢調査」結果

成長率は3県ほどを除いてマイナスで推移して おり、今日ではいっそう悪化している。県民所 得も半分強がマイナスで推移している。地方財 政歳出決算額は10県ほどを除いてマイナスで推 移している(表2)。

地域経済は、ある機能を持ったものであると いわれている。企業活動、市場、雇用、投資な どがある範囲に限られ、そこには経済の地域的 循環が見られる。人々の生活の場であり、身近 な行政サービスを受ける単位としての市区町村・ 都道府県という範囲がある。全国市場や海外市 場を活動の対象とした大企業が、リストラ、地 域中小企業への仕事の削減・打ち切り、工場閉 鎖など行えば、地域に築かれてきた機能・バラ ンスが大きく崩れることは必至である。これが 地域破壊の実態である。

地域経済の危機的状況は、大企業の地域経済 を無視した横暴と、これを促進する小泉「構造 改革」によるものである。この下で、地域住民 である商工業者、労働者、農民、福祉を必要と する社会的弱者など地域の各階層の接点が深 まっている。それはお互いに顔が見え、実情が わが身のこととして感じられるからである。そ こに運動が芽生えてきている。

大企業の横暴な工場閉鎖にたいして自治体ぐ るみの反対運動もあらわれている。しかし多く の自治体では大企業の海外移転に有効な闘いが 組めず、地域経済が破壊されている。そこから 立ち上がり地域経済の再構築を目指すことが自 治体の大きな課題になっている。

地域経済再構築の担い手になりつつあるのが 中小企業である。優れた技術・技能を生かして 開発・研究に取り組む中小企業が増えてきてい る。それらの中小企業と周囲の小零細企業、ま た小零細企業同士のグループ化などもすすみは じめている。それは雇用にも少しずつ影響を及 ぼしはじめている。信金・信組など地域金融機 関の役割と行政支援が今ここに必要なのである。

## 2. 商工業者の共同の取り組み

商工業者の8割が売上減少(対前年比)、5割 強が単価・マージン低下、7割が資金繰り困難 という実態が報告されている(全商連「営業動 向調査」02年5月)。その中で「国保料が払えな い」「生活費に困っている」が第1位・第2位を占 めている。このような深刻な実態が広がってい る下で各地で商工業者が立ち上がり運動を前進 させている。その特徴をいくつかあげると次の ようである。

第1は、「不良債権最終処理」強行で地域金融 機関の破綻・整理が相次いでいる下で、中小業 者・地域金融機関つぶしの横暴に対して「地域 経済を守れ」のたたかいが各地で広がった。こ の運動の中で金融労働者と地域商工業者の共同 が生まれたこと、地域の商工業者の輪が広がっ たこと、地域金融機関の地域における役割が改 めて見直されたことなど多くの前進面を切り開 いた。そして遂に金融庁に「金融検査マニュア ル」の欠陥を認めさせ、02年6月にはその「中 小企業融資編」を出させた。これは地域経済再 構築を目指していく上でも重要な第1歩を切り 開いたものである。

第2は、相次ぐ大企業の工場閉鎖などにたい して、労働者と下請業者などの共同のたたかい がはじまっている。大企業はリストラや工場閉 鎖計画にあたって、地域に情報公開や説明をほ とんどせず、影響調査や影響回避策も示さず一 方的に犠牲のみを強いている。下請業者は労働 者から情報を得るなどして対応している。大企 業の地域に対する社会的責任を追及する世論が 高まってきているのは当然である。大企業の一 方的な工場閉鎖に反対する自治体の声も強まっ てきている。

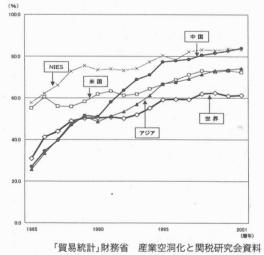
第3は、製品・技術開発などが活発に取り組 まれ、各地で「製品展示・交流会」「中小企業 フェスティバル」などが展開されている。その 中で小零細業者の共同グループがいくつも生ま

— 16 —

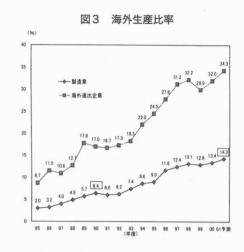
れている。このような取り組みは自治体行政を も動かし、助成・支援する自治体も生まれてい る。この取り組みは中小業者の持っている技能・ 技術のすばらしさをあらわしている。これらの 技能・技術は福祉や災害防止などの分野にも発 揮されている。「製品展示会」「フェスティバル」 などでは、中小業者以外の人たちが中小業者の 姿を知り、地元にこんなにすばらしい中小業者 が大勢いたことを改めて発見している。中小業 者が地域経済再構築の担い手として地域で認め られつつある。製品シェアが徐々に大きくなり 生産が伸びていけば、地域経済活性化につなが る。商店街でも共同の取り組みは広がってきて おり、まちの活性化に役割を発揮してきている。

第4は、増え続ける製品輸入・逆輸入から「産 地を守れ」の運動が前進した。海外進出の増加 によって、海外からの製品輸入・逆輸入がどん どん増え、各産地(特に繊維産地)を直撃して いる(図2、3)。大阪府泉佐野市・愛媛県今治 市のタオル2大産地、日本綿・スフ織物工業連合 会などの主催による織物業者3,000人の決起集会 (00年10月)、新潟のニット産地、福島の縫製産 地など各地の産地が「セーフガード」発動を要 求して政府と交渉した。産地を抱える自治体も 地方議会での決議や政府への要請を行った。こ

図2 製品輸入比率



労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)



(注)·海外生産比率(製造業)=現地法人売上高/国内法人売上高×100 ·海外進出企業ベースの海外生産比率(製造業)=現地法人売上高 /本社企業売上高×100 [出所]平成13年海外事業活動基本調査(経済産業省)

「海外事業活動基本調查」H13 経済産業省

れらの運動に押されて政府は01年6月にやっと 発動に向けた調査に入った。結果的には自主規 制要請の措置になった。その後政府は関税で対 処しようとしている(財務省に「産業空洞化と 関税政策に関する研究会」が設置され、02年6 月に報告が出された)。運動によってわが国の繊 維製品・産地の大事さが国民の間に認識され、 「日本のよいものを守ろう」との意識が消費者の 間にも広まりつつある。

第5は、業界団体が一致する要求で運動を展 開しはじめている。繊維、印刷、書店、生コン など多くの業界団体が立ち上がっているが、そ れらは構成員の困窮を反映せざるを得なくなっ ている。業界間の提携した運動への発展が今後 の方向として考えられる。

第6は、自治体に変化をつくり出している。 自治体の地域中小企業実態調査などが広がりは じめており、実態に基づいて「振興条例」づく りや施策の充実を目指す自治体が増えつつある。 自治体も地域経済に責任を持つ一員としてその 役割の認識が強まりつつある。地域経済再構築 へ向けて自治体が中小企業とともに力を発揮す ることが今大事になっている。

#### 3. 国民的共同の運動へ

地域における各階層の接点が深まっている部 分をいくつかあげてみよう。その中にはきわめ て緊急性の高い課題がある。

1つは、失業の増大である。地域の中小業者、 労働者、その他の階層が失業者群に流れている。 失業の増大をこれ以上放置すれば家庭崩壊や地 域の社会問題の増大につながる。自治体の中に はハローワークと共同しながら独自に雇用の開 拓に取り組むところも出てきている。自治体で は、地域のどこで雇用を拡大するのか、そのた めにはどんな手立てと資金手当てがいるのかな どを見積もってみることが必要である。それが 地域を見直し地域経済再構築の出発点にもなる。 その中でこれまでに作成された自治体の「基本 計画」「実施計画」の見直しの必要性も出てくる。

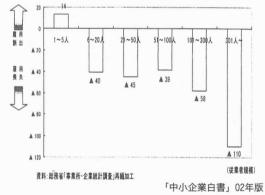
自治体が地域で雇用を創出する1つの方法と して国の「緊急地域雇用創出特別交付金」の活 用がある(表3)。これは金額がまだ少ない、雇 用期間が短い、人件費割合の制限がある、中小 業者の失業の認定に廃業届必要など問題点があ るが、地域で必要とされる仕事をつくり出し雇 用の吸収につなげる上で一定の役割を果たして いる。各地の特徴ある事業内容は表3に見られ るが、地域のどういうところで雇用を増やすの か地域で考える機会にもなっており、地域各階 層の諸団体が共同できる場にもなっている。

2つは、地域の主要産業は何かを見極めその 振興を図り、地域経済への波及効果を高める方 策が必要である。その産業は地域の多くの人々 がかかわっており、所得の源泉であり、地域経 済の核になっている。現在それは非常に困難な 状況にあることが多いが、地域の人々が所得を 確保するにはどうしてもその産業の振興に取り 組む必要がある。中小企業が雇用に果たしてい る役割が大きいことが「中小企業白書」(02年 版)でも指摘されている(図4)。地域に公設試 験場などを持つところではその活用を、持たな

		表3	緊急	地域雇	用創	出特別交付金
都府		交付 金額 (億円)	雇用	者数	失業 寧 (%)	特徴のある事業内容
北滴	f道	170		(5000超)	5.8	森林整備
膏	森	60	8500			環境整備、教育補助
岩	手	53.5	7600	(1795)	4.6	教育補助
宮	城	67.5		(3405)	5.3	県は教育補助に重点
秋	田	49.5	4400	(2159)	5.6	広報誌データベース化
山	形	47.5				遊歩道除雪、県産品啓発
福	島	64	9000			献血推進、福島空港PR
茨	城	74.5	10000	(3509)	4.6	休日保育、W杯觀客誘導
栃	木	60	8600			教育補助
群	馬	59.5	5600	()	4.3	駅パトロール、教育補助
埼	玉	142	21000			埋蔵出土品データ化
千	葉	120	19000	(7098)	4.7	老人医療費レセプト点検
東	京	238	30000#			中小企業アドバイザー
神系	¥/II	165				障害者企業仲介
新	漏	74				除雪、博物館資料整理
富	Ш	46.5	4300			保育所の保育ヘルパー
石	Ш	43.5	6214			イベント支援、渋滞緩和
福	井	37.5				教育補助、山林伐採
ш	34	37				教育補助、登山道整備
長	野	64	10483			教育、災害体験集の配布
岐	肁	62.5	9000			環境、コンビニ犯罪対策
静	岡	90	12000			博物館データ管理
愛	知	141	20000			教育、環境、警備
=	重	57.5	5300			教育、交通安全指導
滋	復	49.5	4600			IT、琵琶湖外来魚駆除
京	氯都	75	11000			伝統産業振興、地域安全
示大	而版	200	30500			日雇い労働者支援、防火
へ兵	庫		15000			震災復興住宅入居促進
茶	厚	50	19000			観光客の行動調査
	改山	42.5	4000			藏林整備、県庁電子化
鳥	取	42.0	3000			
島	収根	36	5000	(1700)	0.0	遺跡調査、観光サービス 介護体験、外国人支援
局面	假山	61	0000			防災、後楽園ホタル飼育
広	島	76.5	9143			<b>姚木伐倒、I</b> T講師派遣
山		51.5	6000			森林バイオマス発電
徳	島	41	3200			
個香	岡川	41 43	4300			森林整備、廃棄物監視 交通安全指導、無料託児
雪愛	授	52	5000			職業高校生の就職先開拓
高	知知	40	4314			首都圖修学旅行情報収集
福	副	121	4014			会社説明会参加企業開拓
佐	賀	41.5	3000			事件被害者の相談支援
長	榆	58	8300			教育補助、不法投棄監視
熊	本	56				マーケティング支援
大	分	46				貝養殖、自然保護
宮	崎	48				W杯キャンプ警備、通訳
	見島	57				高校生の就職支援
沖	縄	70	7000	(2400	) 8.4	求職者コールセンター
		日本物け	04年度	キマの料	त्ताः तिकं स	既数。カッコ内は02年度)
	個月	1日 叙は	04年度	ませの町	回道領の数	順致。カッコ内は02年度
	5.0	- は非公	市利加	は不明	生業	県単独値の場合あり。 率は01年平均試算値
		10.71-2	acarc	10-1-010		
					「卓	月日新聞」 02年11月4日付
	Ň	4 7	字続事	業所の	雇用	変動 (91~99年)

#### 図4 存続事業所の雇用変動(91~99年)





— 18 —

いところは大学・高専などの協力を得ることも できる。最も大事なことは、中小企業の開発・ 研究能力に依拠することである。地域の諸機関 の協力や自治体の支援・助成、地域金融機関の 融資、人材などをここに注入し、販路拡大や雇 用拡大につなげていくことが大事である。その 際に重要なことは需要と結びついた開発・研究 をすすめることである。一例であるが、病院の 需要と結びつき、大学研究室の協力も得て、人 工心臓の研究・開発・製作に取り組んでいる中 小企業があるが、周囲の50社の加工業者に仕事 を発注している。このような優れた中小企業が 共通して困っている問題は資金難である。国の 助成制度は中小企業にもっと使いやすいものに 変えていく必要がある。地域金融機関の役割の 発揮も重要である。

3つは、医療・社会保障の削減をやめ、拡充 することである。これもまた地域各階層の接点 としてきわめて重要な部分である。労働者、小 零細業者の貧困化の進行によって従来の生活困 窮者との接点が広がっている。高齢化による年 金生活者の増大も生活できない年金額では困窮 者が増えるばかりである。地域に暮らす障害者 にもまだまだ暖かい手は差し伸べ切れていない。 この分野にもっと資金を回していくことが、こ の分野で働く人たちの雇用を増やし、需要の拡 大にもなり生産増加にもつながっていく。

以上のほかにも地域金融問題など各階層の接 点の深まりをあげることができるが、もうひと つ大事なことは共通の土台が広がりつつあるこ とである。それは人として生きていく最低限の 社会的権利の確立である。すなわち「ナショナ ルミニマム」の確立である。各階層共同の運動 の前進は結局ここに行き着く。それは新しい社 会をみんなで見出すことにつながっていく。

商工業者から「ナショナルミニマム」の内容 のひとつとしてあげられるのは、経済社会の中 であまりにも不公平・不平等が多過ぎるという 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

表4 規模別賃金

			[1,	000円〕
	現	金給与	総額	
暦 年	500人 1 以上	100~ 30 499人	~ 59人	5~ 29人
	- ML	499/	99八	29 A
昭 30	20.7	15.4	12.2	
40	42.2	34.1	29.9	26.6
50	191.4	158.6	131.4	115.2
60	369.8	285.0	232.7	203.0
平 2	444.1	342.1	268.0	245.1
7	484.2	385.8	299.8	270.2
9	515.0	400.4	323.0	281.2
10	510.2	396.1	317.4	279.3
11	509.1	389.7	305.8	276.3
12	521.8	397.0	309.7	275.8
13	524.6	394.8	308.4	270.5

「毎月勤労統計調査年(月)報」 厚生労働省

ことである。労働者の賃金を見ても、小規模企 業は大企業の半分くらいで、しかも格差は拡大 している(表4)。これは大企業が下請中小企業 の単価を低く抑えるなど、分配を公平に行って いないことが原因である。分配を公平にするこ とだけでも小零細企業・中小企業の社会的位置 をもっと引き上げることができる。そうすれば 小零細企業・中小企業が地域経済再構築の担い 手にふさわしくなり、働き手も集まるようにな る。このような不公平・不平等の是正もまた「ナ ショナルミニマム」の一環として捉えることが できる。大企業の横暴を許さず、大企業のモラ ル・ハザードをくいとめ、社会的責任を果たさ せる国民的運動が今前進しつつある。

#### おわりに

運動の理論化が非常に重要になっている。運 動の蓄積をはかるには理論化が必要である。そ れができれば同じような運動の繰り返しに見え ても運動は一歩ずつ前進したものになる。これ までの運動はそれが十分にできるだけの蓄積を もっている。また運動の理論化は現在の運動の 先にどのような社会が見えてくるのかをも明ら にする。今そのことが非常に重要であり、この 点での各階層の共同も必要である。

(こたに ひろし・会員)

# 大田区の工場地帯と地域経済を守れは、 大田区すべての人びとの願い

# 後藤 耕三

### 1) 大田区の6千のすべての工場訪問中

不況打開大田区実行委員会は、いま、大田区 の6千の工場すべてを訪問する活動をおこなっ ています。下記のような「訴え」と、「力を合わ せて運動すれば、地域経済を守れる=2002年大 田区地域経済危機突破緊急提言=」、「下請2法 法規集」、「中小企業つぶしの小泉『不良債権処 理』を許すな! 下請2法が守られているなら、 こんなに仕事が減ったり、単価はたたかれない」 の「チラシ」を持って訪問し、対話しています。 以下「チラシ」の一例を紹介します。

# 中小企業つぶしの「不良債権処理」を許すな 空洞化阻止・仕事確保・下請2法を守れの 運動に取り組んでいます

## 私たちは不況打開大田区実行委員会です

私たちは「不況打開・機械金属工場地帯を 守り、商店街と地域の活性化をめざす大田区 実行委員会(略称 不況打開大田区実行委員 会)」です。「90年代不況」「平成不況」といわ れる戦後最長、最大、最悪の不況のもと、1994 年はじめから「国民本位の不況打開」「大田区 の中小工場を守ろう」「商店街を守ろう」と、 業者団体・労働組合などが力を合わせて運動 を進めています。

1994年11月には、「大田区地域経済振興条 例」の制定を求める直接請求の署名運動をお こないました。みなさんのご協力をいただい て、大田区の有権者の11人に1人にあたる4 万5千人余の方々の署名をいただきました。 大田区議会では、日本共産党のみの賛成で否 決されましたが、「大田区の地域経済を守れ」 の大きな世論をつくりました。1996年より中 小工場・町工場に直接補助金が出る「工業集 積地域活性化支援事業」を実現しました。ま た、1996年以降、大型店出店ラッシュのもと、 地元商店街や住民のみなさんと力を合わせて 取り組んできました。

#### 小泉「不良債権処理」に「風穴」を開ける

昨年(2001年)4月に発足した小泉内閣は、 「構造改革なくして、景気回復なし」「構造改 革の最優先課題は、不良債権の早期最終処理」 として、中小企業を無理やり倒産に追い込む 「不良債権処理」をおこなっています。

その大田区へのあらわれは、昨年11月2日 の大栄信用組合と東京富士信用組合の破綻で す。これにたいして、私たちは2つの信用組 合に出資している人、融資を受けている人、 地域経済・中小企業を守ろうという多くの人々 と力を合わせ、別紙チラシにあるような成果 をあげました。

## 「下請2法を守れ」の要求は、誰も反対でき ない要求

大手電機・自動車メーカーの大規模なリス トラは、下請工場に大幅な単価の切り下げ、 発注の減あるいは打ち切りを押し付けていま す。別紙チラシにあるように、下請2法が守 られているなら、こんなに仕事が減ったり、 単価が下げられることはないわけです。

そして、「下請2法を守れ」の声・要求・運 動は、電機・自動車の大手メーカーも「下請 2法を守ります」と答え、下請2法を守る役

— 20 —

所である中小企業庁・公正取引委員会も、私 たちの要請にたいして「法律違反行為を知ら せていただければ、優先的に立ち入り検査を おこなう」と回答しています。

#### 私たちのお願い=今日の訪問の趣旨は

私たちは、いま、『小泉「不良債権処理」を 許すな』『下請2法を守れ』の大きな世論をつ くる運動に取り組んでいます。そのために、 別添の資料をお読みいただき、ご意見・ご要 望・ご質問などをおよせください。金融機関 や親会社・大企業との関係で、お困りのこと は、下記の窓口または団体にご相談ください。

この文章の下に、中小企業庁と公正取引委員 会の「窓口」の電話番号と、大田区の3つの民 商、大田労連、大田区労協、日本共産党大田区 議団の電話とFAX番号を記入。

# 2)「仕事がない」「金がない」渦巻く怒りの声

工場訪問をして、工場主や社長さんから聞い た話は次のようです。

「昨年4,500円の仕事が、今年は2,500円。先代 の蓄えがあるのでなんとかやれている。」「単価 が毎年下げられている。」「1ヵ月に10日ほどし か仕事がない。」「仕事は8月からない。」「得意 先は見積もりを2度もやらせてから、自分の単 価をいってくる。それに沿わなければ仕事はこ ない。」=ほとんどの工場が「大幅に仕事が減 り、単価が大幅に切り下げられた」の話。

「仕事量は、5分の1に。仕事がアジアへいっ ている。280円だった仕事を80円でやれといって くる。」「単価は4~5割下がっている。中国な みなら仕事を出すという。」「キャノンの仕事を していたが、中国へ工場移転し、仕事がこなく なった。」「親会社が海外へいって、その単価が 押し付けられてくる。首をつりたいくらいだ。」 「試作品を作るが、量産になるとアジアへもって

#### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

いかれる。」「得意先が中国にNCを運んだ。従 業員は中国で技術指導したら後は用がない。」「機 械彫刻でメイドイン JAPAN の刻印もしている が、国名を入れないで出荷するのもある。」「金 型40万円が20万円に。『メイドイン・バングラ ディシュ』の刻印をする発注がある。」「金型が できれば、一週間後には海外にコピーが出回っ ている。」=「仕事が、アジアや中国にいってし まったので、仕事がなくなった」「アジア単価を 押し付けてくる」の話がたくさん。

「仕事は3分の1に。単価は半分に。毎日の資 金ぐりが大変。」「1週間に2日か3日しか仕事 がない。電気代払えない。借金返せない。」「仕 事は、3分の1か、4分の1に。単価も3分の 1から4分の1に。借金が返せない。」「新しい 機械を買ったのが命取りに。2,000万円の借金が あるので、あと2年、なんとか仕事があれば借 金を返してたたみたい。毎月50万円の返済と生 活費でなにも残らない。」「息子と2人で仕事を やっている。得意先が自殺した。売掛金を2社 から回収できない。」「4ヵ月の手形ではどうしょ うもない。」=「資金繰りがたいへん」「借金が 返せない」手形への不満の声が多数。

「親父の代からやっているが、『いつやめるか』 いつも考えている。今まで蓄めてきたもので、 食いつないでいる。」「親会社が廃業したので、 近々仕事をやめる。」「やめられる人は幸せだ。 借金があるからやめられない。」「仕事の稼ぎで 工場の費用は捻出し、生活は年金でやっている。」 「この暮れが越せるか、どうか」「シャッターが 降りている隣の工場にゆくと、『隣は先月やめた よ』といわれた。」「もう仕事やめようと思って いるところだ」「近所の工場主が自殺した」= 「仕事をやめようと思っている」「隣の工場が倒 産・廃業した」「仲間が自殺した」の話も多数。

「大栄信用組合破綻で、RCC送り。大変。相 談にのってほしい。」という工場も。

『このままでは、大田区の「ものづくり」は壊 れてしまう。大田区の「ものづくり」を守らな

— 21 —

ければならない』というのは、訪問した工場の 人たちは、すべて口にします。そして、「私たち は大田区の6,000の工場をすべて訪問していま す」と言うと、「ごくろうさんです」「がんばっ てください」「運動で、大田区の工場を守ってほ しい」と逆に励まされます。

# 工場訪問した労働組合員=「工場が こんなに無くなっているのに驚いた」

この工場訪問に参加した労働組合の人たちの 感想です。

『「海外にいった企業から、その単価を押し付 けられている」と、厳しい実情を訴えたあとで、 その社長が、工場にあるチェーンブロックを指 さして、「首吊りするには、うちにはその道具が ある」と言われたのでショックを受けた。』

『表から見たところ工場と思わせるところで も、シャッターが降りていたり、電気が消えて いたり、日ごろから聞かされているように、大 田区の「ものづくり」がなくなりつつあること を実感した。訪問した先々の社長さんが堰を切っ たようにお話しをされることにも驚きました。 ある工場ではお茶までごちそうになり、社長ご 夫妻からお話しを伺うことができました。「仲間 で金型をやっていたところも倒産した(中国に 仕事がいってしまって)し、この辺りでも建売 住宅やマンションにかわったところがあるんで す」と。まじめに営業を営む工場を、建売住宅 やマンションに変えさせていいものだろうか。 いろいろな分野で働く人たちとの共同の力でこ そ、大田区の工場地帯を守れるという思いが、 これまでにも増した工場訪問でした。』

『訪問した多くの経営者の方が、話を聴いてく れるだけでなく、現状の深刻な実態を話してく れました。また、地域を回って工場がこんなに 少なくなっていることにも驚きました。技術が あっても産業の空洞化や仕事の減少、単価の切 り下げなど悪化する一方の状況をどう打開する のか。こうした中小企業の営業を守ることを抜 きに日本経済の再生は無いでしょう。』

4)工場訪問総括会議での民商会長の発 言=「工場訪問の運動は、工場だけ の問題でない。地域経済を守る運動」

工場訪問が終わっての総括会議で大田民商の 会長さんは、次のような発言をしました。

『この運動は、一人、中小工場・製造業の問題 だけではありません。かって「切り粉」が雑収 入になった頃、「切り粉代」で街の飲食店で一 杯。「ママ」さんはそれで美容院へ・・・とい うように街にお金が回って、地域経済の活性化 に役立っていたんです。今はこれがない! こ れを取り戻そうというのが、今回の運動の根幹 です。ですから、業者にとどまらず、労働者の みなさんや民主団体のみなさんの力も結集して、 全工場の訪問を提起しています。』

# 5)「下請2法が守られているなら、こん なに仕事が減ったり、単価は下げら れない」

01年、大手電機メーカーが大リストラ計画を 発表した直後、不況打開大田区実行委員会は数 十社の中小工場の聞き取り調査をおこないまし た。

ほとんどの中小工場は、東芝、日立、NEC、 松下、富士通、三菱電機から3~4割の単価の 切り下げ、3~5割の発注減あるいは発注打ち 切りがおこなわれていることがわかりました。

実行委員会は、02年3月~4月、自動車と電 機の大手メーカー13社(日立、東芝、三菱電機、 NEC、富士通、松下、ソニー、日産、いすゞ、 トヨタ、三菱自動車、マツダ、本田)の本社、 東京本社に下請二法と通達(01年11月29日の経 済産業大臣と公正取引委員長による「下請2法 を守れの通達」)を守るよう要請しました。どの 大手メーカーも、「下請2法は守ります」「通達 は守ります」と回答しました。

さらに実行委員会は、6月18日、中小企業庁

— 22 —

と公正取引委員会に「大田区のような大手メー カーの2次、3次、4次、5次下請などの取引 実態を調査してください」「悪質な企業名の公表 など実効性ある措置をとってください」との要 請をおこないました。この要請にたいし、担当 者は「法律違反行為を知らせていただければ、 優先的に立ち入り検査をおこなう」と回答しま した。このことは、すぐに実行されました。

このような経過と運動を経て、「下請2法が守 られているなら、こんなに仕事が減ったり、単 価はたたかれない」の世論と運動をおこそうと 決意して、大田区のすべての工場訪問をはじめ ました。

なお、工場訪問の中で、「下請2法を知らな い」という声や、「下請2法は知っているが、法 律違反を訴えたり、単価のことを言うと、親会 社から仕事が切られる」という心配の声が多数 あったので、この工場訪問の途中の10月29日、 再度中小企業庁と公正取引委員会に要請しまし た。そこで、下請2法違反がやり放題にやられ ている事実を報告し「下請2法をさらに徹底し てください」「下請2法違反を訴えても、安心な ことを周知徹底させてください」と要請しまし た。担当者は「下請2法違反の情報を提供して ください。情報提供者が誰かは、絶対わからな いようにします」と回答しました。

#### 6)大田区の工場地帯と地域経済の危機

不況打開大田区実行委員会が、この運動に取 り組んでいる動機は、このままでは大田区の工 場地帯が壊され、地域経済が壊されてしまう危 機感です。それは2つの原因によるものです。 1つは、小泉内閣の「不良債権処理」です。も う1つは、「産業空洞化第2期」といわれる、大 企業の海外移転です。

01年11月、大田区に本店がある2つの信用組 合(大栄信用組合、東京富士信用組合)が破綻 に追い込まれました。この2つの信用組合から 融資を受けていたのは、3千の業者と8千の個

### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

人でした。不況打開実行委員会を中心に、業者、 労働者、区民の大きな運動を広げ、日本共産党 国会議員団の奮闘とあいまって、被害を最小限 にくい止めることができました。しかし、千近 い中小業者がRCCに送られ、倒産・破綻の危機 に直面しています。

さらに、01年秋ころから、都市銀行による「不 良債権処理」が大田区の中堅工場に襲い掛かっ てきました。会社名義のすべての不動産の売却、 大田区にある本社工場の売却、地方工場の売却、 会社更生法や民事再生法による実質的な倒産、 大幅な人員削減などを押し付けられ、経営を維 持できないものです。「産業空洞化第2期」によ る仕事量の激減と大幅な単価の切り下げの実情 は先に述べた通りです。

1980年代中頃 9,190 あった大田区の工場が、 6,000に減っており、(最近発表の東京都の調査 によると大田区の5人以上の工場は、この1年 間に1割減少)このまま放置するなら、大田区 の工場は3,000か2,000に減ってしまいます。大 田区の機械金属工場は、高い技術をもった工場 が、あたかも一つの大工場のように集積してい ることによって、どんなものでもつくることが できる特質をもっています。この集積が壊され てしまいます。同時に、この工場地帯が壊れて しまうことは、工場集積によって出来た商店街 が壊れてしまい、大田区の地域経済が壊れてし まいます。

同時に、日本の「ものづくり」の土台となっ てきた大田区の工場地帯を壊すことは、日本の 「ものづくり」を壊してしまうことです。

# 7)不況打開大田区実行委員会は、なぜ、 空洞化阻止に力を入れるか

不況打開大田区実行委員会は、1994年から活 動をはじめました。この活動のはじめから、「産 業空洞化」問題を重視してきました。

活動開始の時に発表した「共同提言」で「大 企業の横暴を規制し、産業空洞化、下請けいじ

— 23 —

めをやめさせる」として、「大企業の海外への生 産移転と国内の大規模な事業縮小については、 事前に国・自治体に計画の提出と、公表。その 計画が、雇用や地域経済、末端の下請け取引全 体にどのような影響をおよぼすかについてアセ スメントを実施し、必要に応じて計画の中止・ 変更を勧告「大田区の機械金属工場に重大な影 響を及ぼしている部品や製品の逆輸入をおさえ るために、中小企業基本法第22条にもとづき『輸 入の制限等必要な措置』の即時実施。日本の農 水産業、地場産業、中小企業、働くものの生活 を守るためにセーフガード(緊急輸入制限)の 発動」「独占禁止法、中小企業基本法、下請中小 企業振興法、下請代金支払遅延等防止法などを 厳正に実施し、違反企業にたいして是正勧告や 企業名の公表、政府系金融機関の融資の中止な ど実効性あるものに」「発注元企業による下請け 発注の中止・減少にともなう下請中小企業に働 く労働者および事業主とその家族の休業に対し ては、その賃金および生活費を全面的に保障」 と提言しました。

このように不況打開大田区実行委員会が、空 洞化問題を重視するのは、大田区の工場地帯の 成り立ちとその存在の在り方によります。

大正時代から大田区に工場ができはじめまし た。しかし、大田区全域が工場地帯になるのは 第2次世界大戦の時の兵器の製造です。大規模 な兵器製造工場地帯となりました。この工場地 帯は、米軍の空襲によって焼け野原となってし まいます。

朝鮮戦争の時に、米軍の兵器の製造・修理工 場地帯として、大田区の工場地帯が復活します。 米軍は占領の初期から、米軍の兵器製造・修理 工場地帯として大田区の工場地帯に目をつけて いました。

1950年代半ばからはじまった「高度経済成長」 時代は、高度成長をリードした自動車と電機の 部品製造工場地帯となりました。

このように、日本経済全体、日本の「ものづ

くり」全体と深くかかわりあった工場地帯とし て成り立ち、存在しています。そして、このよ うな大田区の工場地帯の成り立ちが、高い技術 を持ち、どんなものでもつくることができ、日 本の「ものづくり」の土台となる工場地帯とな りました。ですから、大田区の工場地帯では「メ イドイン・オオタ」の方向を追求するのではな く、日本経済全体、日本の「ものづくり」全体 を守る方向の追求なしには、大田区の工場地帯 を守ることはできないと考えています。

# 8)「日本人が毎日食べるものは日本でつ くろう」「日本人が毎日使うものは日 本でつくろう」

不況打開大田区実行委員会は、01年11月発表 の「負けてたまるか!=大田区地域経済危機突 破緊急提言=」と、02年7月発表の「力を合わ せて運動すれば、地域経済は守れる=2002年大 田区地域経済危機突破緊急提言=」で、「生活必 需品(冷蔵庫、洗濯機、掃除機、電子レンジ、 テレビ、ラジオ、エアコンなど)とその部品は、 国内で生産を」と提言しています。

これは、日本の国の在り方、日本経済の在り 方を問う問題として提言しています。「日本人が 毎日食べる物は日本でつくろう」と同じように 「日本人が毎日使うものは日本でつくろう」で す。学生や生徒が学校を卒業しても、就職口が ない。新しい人生の出発は、希望ないものとなっ ています。「世の中のために働きたい」という若 者たちに「人生を打ち込んで働く場所」をつく る、すなわち、すべての日本人が「働きがい」 「生きがい」をもって安心して働きつづけること ができる日本の国の在り方、日本経済の在り方 として提言しています。

いま取り組んでいる「下請2法を守れ」の運 動は、法律に不十分な点は多々ありますが、い まある法律を使って、「空洞化阻止」の一歩と位 置付けています。

# 9)商工会議所、大田工連、大田区商連 が中小企業危機突破の大会

東京商工会議所大田支部、大田工業連合会、 大田区商店街連合会は、01年11月1日、大田区 中小企業危機突破総大会をおこない、「効果が見 える国家政策を望む。いま資金繰りに困ってい る中小企業を救済せよ。中小企業にも自ら生き 残るための機会を。など」の緊急アピールを発 表しました。

さらに、02年11月18日、再度、東京商工会議 所大田支部、大田工業連合会、大田区商店街連 合会は、大田区中小企業危機突破総大会をおこ ない、それぞれの会長さんは「このままでは、 大田区の中小企業は死ねということだ」と切実 な訴えをし、「大企業の救済ではなく、中小企業 救済策を」の「緊急アピール」を発表しました。

私たちの工場訪問で、偶然、東京商工会議所

# 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

大田支部会長が社長の工場を訪問しました。会 長は「大同団結して大田区の製造業を守る必要 がある。11月18日の総大会は、みなさんと同じ 目的ですから、出席してください。何党だ、民 商だと言ってられない状況だ」と言われ、大田 区のすべての工場を訪問していると話すと、身 を乗り出して話を聞き「ぜひ、がんばっていた だきたい」と激励されました。

大田工業連合会の事務局長も、「みなさんと思 いは同じですから、不況打開実行委員会のみな さんも、大会に大勢参加してください」と。

さらに、東京商工会議所大田支部の幹部の方 は、大会の会場で私たちに「みなさんが決起集 会をやられたら、私たち、参加します」と。

このように、大田区の工場地帯を守る、中小 企業を守る、地域経済を守るは、大田区のすべ ての人たちの一致する願い、要求です。

(ごとう こうぞう・不況打開大田区実行委員会)



# 青年の雇用と働くルールの改善をめざす 共同の拡大

今、失業や倒産、賃金や生活の切り下げ、過 労死や自殺の増加などが日本をおおい、日本の 経済と将来についての不安が広がっています。 とりわけ、高校・大学の新規卒業生を含む青年 が雇用と働くルールを保障されていない状況が 急速に広がりつつあります。この問題の最新の 状況と改善をめざすとりくみの現状を報告し、 青年の雇用と働くルールの改善をめざす共同の 可能性と意義を考えます。

# 1. さらに悪化する青年の雇用と働くルー ルの状況

高校生・大学生の就職難と働く青年が不安定 雇用や長時間過密労働・サービス残業などのも とにおかれている状況は、さらに悪化していま す。深刻さを増す青年の雇用と働くルールの問 題は、今や日本社会の在り方の問題、日本の未 来の問題としての性格をますます強めつつあり ます。

#### (1) 高校生の就職内定状況

日高教・全国私教連の調査によれば、来春卒 業予定の高校生の10月末就職内定率は51.9%(男 子56.2%、女子46.2%。昨年同期比2.3ポイント減) と過去最低を更新しました。9月末内定率も 33.4%(文部科学・厚生労働省調べ)と過去最 低でしたが状況は改善せず、10月末で就職希望 者二人に一人しか内定を得られず、約10万人が 未内定のままという厳しい結果です。

男女間格差は10.0ポイントとなり昨年度の8.7 ポイントからさらに拡大しています。調査結果か らはこの4年間、8~10%の男女間格差が定着 していることが読みとれます。

# 林 萬太郎

地域別では、北海道・東北40.8%、関東・甲越 49.0%、中国・四国・九州48.1%、近畿48.7%、 北陸・中部・東海67.6%となっており、ブロッ ク間で26.8%、県間では実に50.0%もの大きな地 域間格差があります。従来から高かった愛知県な どで内定率がダウンしているという報告もあり、 「ここは大丈夫」という地域・県がなくなってき つつある状況も読みとれます。

障害児学校の卒業生についても一層、困難が 増大しています。職場実習の実習先企業が確保 できない、選考で健常者と同じ能力を求められ たなど、就労の希望を実現することは困難な状 況です。

また、人材派遣業・業務請負業・契約社員・ 日給制や、有期雇用・パート・短期雇用などの 不安定求人が急激に増えています。求人の絶対 数が減少する中でやむを得ずこれらの企業へ就 職する高校生も増え、フリーターにならざるを 得なかった高校生を含めると、新規学卒時点か ら不安定雇用の状態におかれる高卒労働者の割 合が年々高くなっています。

さらに、求人取り消し、内定取り消しや内定 後の労働条件切り下げの報告も増加しており、 買い手市場を利用して就職ルールを無視・軽視 する企業が増えています。

高校生の10月末内定率は1990年代に入ってか ら下がりつづけていますがここ4年間は特に厳 しく、学校現場では生徒の学習意欲・修学意欲 にも影響する深刻な状態になっています。昨年 度は、最後まで就職を希望しながら内定しない まま卒業した生徒数は35,000人(文部科学省調 査)でした。

このままでは今年度末には昨年度以上の高校

— 26 —

卒業生が「就職浪人」・フリーターになると予想 されます。高校生たちがいよいよ自分自身と社会 の将来に展望を持てない状況が広がってきつつ あり、高校生の就職難は今や深刻な社会問題と 言わなければなりません。

#### (2) 大学生の就職内定状況

来春卒業予定の大学・短大・高専生の9月末 就職内定率は61.7%(文部科学省調べ)でした。 昨年同期比で0.8ポイントの減であり、短期大学 が低く高専が高いという傾向が強まっています。

大学生の就職については就職内定率の低下と ともに、1997年の就職協定撤廃以後、就職活動 の「早期化、長期化」が大きな問題になってい ます。大学3年生の12月から始まる就職活動で、 4年生のゼミが成立しない、学業に専念できな い、卒論が書けない等「学びの空洞化」という べき状況が多くの大学・大学生に広がっていま す。また、少しでも有利にとダブルスクールで 資格を取る学生が増えている状況や地方の学生 が就職活動のために都市部へ「下宿」するとい う状況まで生まれています。

さらに、全学連の報告では「就活のストレス で、心身の不調を訴える学生が増えている」「就 職のために自分を作っていることがたまらない」 「就活に時間をとられているのに、即戦力として 使える力をつけてこいというのは矛盾だ」等々 の問題も指摘されています。

就職難に泣き寝入りしない女子学生の会から は、女子学生への募集・選考時の差別が1999年 4月の「改正」雇用機会均等法施行後もなくな るどころか拡大していることが報告されていま す。今日、就職活動の「早期化、長期化」は学 生の負担増だけでなく、学生の学び・成長の問 題でもあり高等教育の役割・意義の問題にもなっ ていると言えます。

#### (3) 働く青年の状況

青年全体を見ても失業率は8.8%(総務省調

## 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

べ。2002年10月。15~24歳)と非常に高く、全 年齢平均5.5%を大きく超え、11人に1人は失業 しているという状態が続いています。また、働 いている青年も、正規であれば長時間過密労働・ サービス残業や「いつリストラされるか」とい う不安が、非正規であれば雇用の不安定さの上 に1人では生活できないような低賃金や様々な 権利侵害など、いずれにしても働くルールが守 られていない状況が全労連青年部や首都圏青年 ユニオン・民青同盟から報告されています。

この状況は都市部に限りません。日青協の報 告では、地方・地域の青年も「地元での就職を 希望しても求人がない」「地方でも不安定雇用が 増えている」「労働基準法や最賃制度を無視した 賃金や労働が横行している」状況にあります。

### 2. 就職連絡会のこの1年の歩み

「高校・大学生、青年の雇用と働くルールを求 める連絡会」(略称 就職連絡会)の活動がス タートして1年がたちました。青年の雇用と働 くルールの改善をめざして手探りで始まった活 動でしたが、「政策提言」を作成し「申し入れ懇 談活動」を実施するなど大きな前進をすること ができました。この1年間を共同の拡大の観点 から簡単に振り返ってみます。

#### (1) 就職連絡会の結成

就職連絡会は2001年10月31日に発足しました。全国私教連とともに1993年から高校生の就 職実態調査や要請行動を行ってきた日高教が呼 びかけ、趣旨に賛同した13団体によって発足し、 現在は16団体で構成しています。

就職連絡会の意義は、①青年の雇用と働くルー ルの改善を求める一点で一致する幅広い団体の ゆるやかな共同組織であること②雇用問題だけ でなく「働きかた」も視野に入れ「働くルール」 問題も取り上げていること③打開のために政策 づくりをめざしていることの3点にあります。

約4カ月間の準備期間の中で、青年団体の意

見を大切に丁寧な話し合いを重ねたことが、「従 来の枠を超えた共同」を実現できた理由であっ たと思われます。

就職連絡会は最初の活動として2001年12月10 日に「何とかしなくちゃ―高校・大学生、青年 の雇用と働くルールを考える第1回シンポジウ ム」を開き、18団体113名の参加で大きく成功さ せました。連絡会未参加の団体・個人も含めた 多くの発言で、高校生・大学生・青年の雇用と 働くルールの実態が交流され、この問題を広く 社会に訴え改善を求めていく熱気あふれる集会 となりました。

就職連絡会を結成したことが「共同をスター トさせた大きな1歩」でしたが、結成準備を始 めた2001年の7月から第1回シンポを成功させ た12月までが、就職連絡会の活動の第1期であっ たと思われます。

#### (2) 政策提言の作成

就職連絡会の活動の第2期は、政策づくりの 議論を始めた2002年の1月から第2回シンポを 経て政策提言を完成させた9月までであったと 思われます。「政策づくり」といっても当初は何 から手をつけてよいかという状態でしたが、全 労働の専門的知識や資料にも助けられ、一つ一 つの意見や疑問も丁寧に取り上げて議論を進め、 8カ月間かかってようやく完成させることがで きました。

ここでは「高校・大学生、青年の雇用と働く ルールを求める政策提言」の全文を記載する紙 幅がありませんが、「緊急政策提言の部」と「基 本政策提言の部」に分け、〈雇用確保に関する政 策提言〉〈働くルール確保に関する政策提言〉〈そ の他〉の23項目の政策を提言しています。(全文 は、後述するパンフレットをご覧ください。)

就職連絡会としては、この時期は「政策に踏 み出した第2歩」といえます。青年の声と要求 を政策にまとめ上げる作業の中で、メンバー間 の交流も深まり、それぞれの団体間でも機関紙 への登場や交換、大会等への相互参加などが広 がっていきました。

政策提言を検討するために開いた2002年7月 9日の第2回シンポジウムも、26団体103名と第 1回を超える多くの団体の参加で成功しました。 これら連絡会内外の交流と連帯の深まりは、運 動にとって大きな財産であり、今後の発展の基 盤ともなるものです。

#### (3) 政策提言を持っての申し入れ懇談活動

就職連絡会の活動の第3期は、政策提言を持っ ての申し入れ懇談活動を行った2002年の9月か ら第3回シンポを行った11月まででした。この 活動は、青年の雇用と働くルールにかかわる諸 団体に政策提言を持って申し入れ懇談を行うも ので、「政策を世に問うさらに大きな第3歩」と いえます。

今回、申し入れ懇談を要請したのは、経営者 団体では日本経済団体連合会、中小企業家同友 会全国協議会、日本商工会議所(予定)、全国商 工団体連合会の4団体、行政は文部科学省、厚 生労働省(予定)、地方団体は全国知事会、全国 市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、 全国市議会議長会、全国町村議会議長会の6団 体、政党は自由民主党、公明党、保守党、自由 党(予定)、民主党、社会民主党(予定)、日本 共産党の7党、教育関係団体は全国高等学校長 協会、全国高等学校PTA連合会(予定)、国立 大学協会の3団体、合計22団体でした。

アポ取り付けが難しい団体では全解連の交渉 力にも助けられた結果、「郵送で(つまり会わな い)」という回答は自由民主党、国立大学協会の みで20団体とは申し入れ懇談を実施することが できました(原稿執筆時点では一部未実施)。

申し入れ懇談の結果で一番重要なことは、日 本経団連や行政当局を含めすべての団体が「青 年の雇用と労働の実態がたいへん厳しい状態に あり、改善が必要である」ことを否定できなかっ たことです。さらに、多くの団体と「この問題

— 28 —

の改善のために今後とも資料交換・意見交換・ 懇談をしていくこと」で一致しました。「青年の 雇用と働くルール」について憂慮し行動してい る団体・世論の広がりに確信を持ち、改善に向 けて「政策提言」の重要性をあらためて認識す ることができました。

経営者団体では、日本経団連では「11月19日 の政府からの要請を受けて各県経営者協会に奥 田会長名で「1社一人」の採用増を呼びかけて いること」や「「ものづくり」の危機にも会長が 就任時から呼びかけていること」を紹介され、 青年の雇用の現状と改善の必要性についての基 本認識は一致しました。

中小企業家同友会全国協議会では、「現状の問 題点」や「改善の方向性」のほとんどで一致し ました。地域の中小企業家同友会と高校が協力 して高校生向けに講座を開いた旭川の例をはじ め、中同協としても各地で様々な取り組みをさ れていることを聞くことができ、たいへん勇気 づけられました。

政党では、原稿執筆時点までに懇談した3党 のうち1党を除いて、丁寧かつ具体的な意見交 換ができました。民主党では、政策担当者3人 と話をしましたが、逆に質問を受けた部分も含 めて意見交換ができ、当面の雇用対策の必要性 についての認識は一致しました。

日本共産党では、国会議員も3人出席され丁 寧かつ友好的な懇談となりました。基本政策・ 緊急政策のほとんどで一致し、具体的な内容に ついて真剣な意見交換ができました。翌日の衆 院青少年特別委員会での石井議員の質問にも早 速、懇談の内容を反映していただきました。

地方6団体では、対応や表現は少しずつ違い ましたが、地方でも青年の雇用と労働の実態は 厳しく改善が必要であることでは認識が一致し ました。団体の性格上、下から上がってこない と取り上げられないと言うことでしたが、市長 会と都道府県議長会は既に「緊急地域雇用特別 交付金事業の要件緩和」を要望書に取り入れて

#### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

いました。今後の資料・意見交換と各県・市町 村からの意見書提出運動の重要性を感じました。

これらの結果は、11月29日の第3回シンポジ ウムで集約し、今後「厚生労働省向け」「文部科 学省向け」「地方自治体向け」や「中小企業向 け」「パート・アルバイト向け」「学校教育向け」 などの分野別により具体的な政策を、関係する 団体との意見交換・懇談をしながら作成したこ とと各県・市町村からの運動構築をめざして各 県連絡会の結成を急ぐことが確認されました。

なお、この申し入れ懇談活動や11月29日の要 請・宣伝行動によって、就職連絡会の参加団体 が行動における共同を体験し拡大できたことも、 共同と連帯の強化という重要な成果であったと 思います。

# 青年の雇用と労働の問題を労働組合 としてどうとらえるか

今や、青年の雇用と労働の問題は多くの国民 にとって自分自身の問題か家族の問題になって きています。この点でこの問題の改善を求める とりくみは、国民的なたたかいとなりつつあり ます。

#### (1) 労働組合にとっても重要な活動

多くの国民にとって自分自身の問題か家族の 問題であるということは、労働組合を構成する あるいは組織の対象となる労働者にとっても同 様に重要な問題になってきているということで す。企業内の労働者の年齢構成を考えることや 技術・技能・経験をつたえ将来を担う青年労働 者を確保することは、「ものづくり」をはじめ後 継者育成にもつながる問題です。

したがって、この問題は企業の将来の問題で もあり、その企業の労働者で構成する労働組合 として労使交渉などの場で検討・交渉すべき課 題であると言えます。また、労働組合の組織対 象である青年労働者を増やすことは、組織拡大 にもつながります。さらに、非正規の労働者が

急増している中で、彼らの要求を取り上げ組織 していくことは、これから重要さを増すと思わ れます。

青年の雇用と労働の問題を考え改善を求めて 行動することは、労働組合が社会的役割を発揮 するという面からも重要な課題です。まして教 職員組合にとっては、教育課題への取り組みを 含めて非常に重要な課題であると言えます。多 くの困難もありますが、労働組合としても、青 年の雇用と労働の問題を重要な活動と位置づけ る必要があると思います。

(2)地域を守る観点で、幅広い共同を

今、労働組合や民主団体の取り組みのキーワー ドの一つが「地域」です。青年の雇用と労働の 問題は、日青協の報告でも明らかなように「地 域を守る」取り組みとストレートに結びついて います。全労連や教職員組合の「キャラバン活 動」の経験からも、この課題は「地域を守る」 点で幅広い共同を実現できる可能性が非常に大 きい課題です。

就職連絡会の参加団体を中心に、「地域を守る ために、青年の雇用と労働の改善をめざす」こ とで、自治体の首長や教育長、地域の経済団体 (中小企業家同友会、商工会議所)などに幅広く 共同を呼びかけ、それぞれの地域の声・世論に していくことで、行政や企業を動かしていくこ とが求められています。

## (3)日本経済の民主的再生、日本社会の民主 主義の発展につながるたたかい

青年の雇用と働くルールの問題は、真剣に考 え取り組んでいけば必ず政府・財界の雇用政策・ 労働力政策が問題になり、教育政策にも発展し ていく必然性を持っています。さらに進めれば、 日本経済のあり方や働くルールの面では民主主 義の問題にも発展していきます。

賃金・権利・社会保障など労働組合の基本的 課題にもつながり、日本経済の民主的再生、日 本社会の民主主義の発展につながるたたかいと して、この課題を位置づけ取り組みを進める必 要があります。

# 4. 一層の共同の拡大によって要求の実 現を

「しんぶん赤旗」をはじめ各紙の報道もあり、 青年の雇用と働くルールの問題についての社会 的認識も一定の広がりを見せつつあります。こ の1年間、多くのマスコミから取材がありまし たが、最近はマスコミの取材も単に「高校生の 就職難」を報道するだけでなく、その原因、青 年や地域への影響、高校生の学習意欲、教育課 題まで取材・分析しようとしています。

また、この間の申し入れ懇談活動の中でも、 行政当局者が日高教・全国私教連の調べた「高 校生の10月末内定状況調査結果」を求めたり、 経営者団体や政党・地方6団体からも「今後と も意見は聞きたい」「資料交換はしたい」などの 反応が多くありました。このような状況の中で、 この問題の改善へ向けて重要と思われるのは次 の2点です。

## (1) 政策の具体化によって、要求での共同の 拡大をはかる

今、もっとも重要なことは政策の具体化です。 政府の施策や各種調査の結果、各団体の要望書・ 「提言」などを収集・分析しながら、「政策提言— 第1次案—」を分野別にさらに研究し具体化し て、「第2次案」「第3次案」として作成・発表 していくことが求められています。政策をさら に具体化することによって、関係団体との共同 をさらに拡大・深化させることが可能となり、 要求の実現に1歩近づくことになります。

政策の具体化を進める分野と方向性について は、次のように考えています。

まず、地方自治体向けには、①地方自治体の 役割と権限を縮小する自治体合併押しつけや税 財源改悪に反対し、地方自治体が住民と地域を 守れるようにする、②各自治体で「ワークシェ アリング」による臨時職員採用制度が広がって いますが、一定の効果を挙げる一方で財源等の 問題点も指摘されています。この制度に緊急雇 用創出特別交付金事業の適用を拡大することを 求める、③それぞれの地域の実態に見合った、 未内定の高校生を対象とする教育・福祉・環境 など公務・公共分野での雇用創出をすすめる、 の3点を検討する必要があります。この分野で は自治労連との協議も必要になってくると思わ れます。

次に、中小企業向けには、①地域の中小企業 を「不良債権処理加速」による倒産から守り、 地域経済と雇用確保に役割を果たせるようにす る、②大企業の事業所が一方的に撤退すること に民主的規制をかけて、地域の中小企業を守 る、③学校における職業準備教育に協力しても らう、の3点を検討する必要があります。この 分野では中小企業家同友会全国協議会が既に「提 言」も出しており、お互いに検討を進めること が必要です。

また、この間、教育課題への認識も広がって います。青年団体の報告でも「労働基準法や最 低賃金制度を学校で習わなかった」「社会で役に 立つことは何も学習しなかった」等々の声が出 ています。とりわけ、高等学校では職業・労働 に関する知識、労働基準法や労働安全衛生法な どの労働者保護法制、労働組合の役割、労働相 談の窓口などについてすべての生徒がきちんと 学習できるようにすることが求められています。 この分野では全労働と教職員組合を中心に研究 と実践・交流を急ぐ必要があります。

そして政府と各政党には、今こそ青年の未来 を保障することなくして日本の将来はないとい う観点で、青年の雇用拡大に重点を置いた緊急の 雇用対策の実施を求める必要があります。

具体的には、①社会的責任のある大企業に「1 事業所1人」の高校生の雇用増を働きかけ実現 すること、②政府自ら、未内定の高校生を対象

### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

とする教育・福祉・環境など公務・公共分野で の雇用創出をすすめること、③学卒未就職者に 対して、無料の職業訓練と訓練中の手当支給、 採用企業への補助金支給制度を創設すること、 の3点を求めます。

これら緊急対策を厚生労働省と文部科学省が 中心になって国として早急に実施することが必 要です。この分野では全労働を中心に国公労連 との協議も必要です。また、国には先に述べた 地方自治体向け・中小企業向け及び教育課題で の支援政策の実施も求められています。

# (2)各県での共同の拡大めざして各県連絡会の結成を

この運動の前進のためには、各県でもとりく みをすすめる必要があります。そのためには、 要となる共同組織(就職連絡会)の結成が重要 です。現在、中央の就職連絡会に参加している のは神奈川と岡山の2県のみです。「高校生・大 学生の就職問題を考える神奈川の会」は1995年 に結成され、中央の就職連絡会結成時から参加 しています。「働くルールを確立し、就職保障と 人権を守る岡山連絡会」は2002年10月に岡山県 就職差別撤廃共闘会議から改組したもので、11 月から中央の就職連絡会に参加しています。

現在もいくつかの県で就職連絡会結成の準備 はすすんでいますが、この活動を急ぐ必要があ ります。地方6団体の対応を見ても各県・市町 村での首長・議会への働きかけが重要ですし、 「地域を守る」課題の面からも、とりくみの中心 になる共同組織として各県就職連絡会の結成は 重要な意義を持ちます。中央の就職連絡会に結 集する団体を中心に、就職差別撤廃共闘を持っ ている県については改組も含めて、早急に協議 を始めることが求められています。

なお、「政策提言-第1次案-」全文、青年の雇 用と労働の実態を報告する事例集、第1回シンポ ジウムの記録などを収録したパンフレットがで

— 31 —

きています。ご希望の方は、就職連絡会事務局 (日高教TEL03-3230-0284、FAX03-3230-1569) へご連絡ください。 (はやし まんたろう・「就職連絡会」事務局長、 日高教中央執行委員)

## −前号(№.48)の訂正−

以下の誤植がありました。お詫びして訂正します。

 ・10ページ左上から3行目 誤—Knozertierte Aktion 正—Konzertierte Aktion

 ・10ページ右下から7行目および11ページ左上から6行目 誤―VEL. DI 正―VER. DI

○13ページ右下から11行目 誤―バーデン・ヴュルデンベルク 正―バーデン・ヴュルテンベルク

○16ページ左上から11行目

誤一・・これを否決したままである(自由民主党)。・・撤廃要求さえ出されている。正一・・これを否決したままである。・・撤廃要求さえ出されている(自由民主党)。



## おめでとうございます。田中耕一さん

田中耕一さんのノーベル賞受賞でわきかえる 島津製作所。「京都を代表するベンチャー企業」 島津製作所は、1917(大正6)年に設立され、 現在では、計測機器、医用機器、航空・産業機 器を中心とし、7,900人の従業員(島津本体では 3,200人)を抱えた、総合精密機器メーカーであ る。クロマトグラフや、X線撮影装置ではトッ プシェアを誇り、「自由な気風に溢れた島津だか らこそノーベル賞が」との声も聞かれている。

受賞後の座談会で田中さんは、「メーカーはす ぐに製品に結びつく研究を行うものですよね。 でも、1985年前後の私の職場はまだ余裕もあり、 3年後、5年後に実用化できそうならいい、と。 それまでは自由に研究して構わないという環境 を与えてもらった」と島津の研究開発体制をふ りかえる。

しかしながら、島津の経営を分析してみれば、 「自由な気風」「ベンチャー企業」という世評と は違った姿が浮かび上がってくる。言葉をかえ ていえば、「科学技術で社会に貢献する」(社是) という建前と、金融や財務面からの「効率化経 営」に邁進する「利益第一」という本音とがせ めぎあい、そのときどきで、いずれかが「表の 顔」となっている。本稿でわれわれは、1970年 代の「高度成長の終焉」から今日に至るまでの 島津経営を「研究開発の現場」の視点からみつ めることによって、効率性一辺倒の企業経営は、 かえって企業の屋台骨を揺るがす結果につなが るのだ、ということを示そう思う」(なお、文中 の経営指標は、1970年~1990年は単体ベースで、 1990年以降は連結ベースで示したものであり、 それぞれの時期の傾向を示すものとして理解さ れたい)。

さて、28歳のときに発表した業績で43歳の田 中さんはノーベル賞を受賞した。入社直後の1983 年に彼が配属された中央研究所は、その3年前 に再建されたばかり。本格的に「基礎研究」に 取り組もうという方針のもとで、大学院卒・学 卒の技術者があいついでそこに配属され、彼も その1人だったのだ。

受賞対象となった研究が公表されたのは1987 年。彼がその研究に取り組んでいた時期は、島 津が「自由な気風に溢れた研究」を支援してい た時期でもある。技術者の研究者学会での発表 に力が入れられ、とくに海外での研究報告が奨 励された。田中さんも海外での学会報告を通じ て、質量分析学会の世界的な権威に注目され、 社内や国内よりもむしろ海外で高い評価を得て いた。

こうした活動を支えた研究開発費は、中央研 究所がスタートした直後の1981年は、7億3,500 万円であったが、10年後の1991年には64億2,800 万円へと8.7倍も増えている。田中さんは、「高 価なものをうっかりこぼしまして、その失敗か らヒントを得ました」と語るが、当時の島津に は、「失敗を省みるゆとり」も認められていたの だろう。というのも、田中さんの研究(生体高 分子の質量分析法のための「脱離イオン化法」 の開発)は、「商品開発に活かされ、さぞや有力 な商品になったのでは?」と思われるかも知れ ないが、開発1号機はわずかに1台が売れただ けだったからである。

— 33 —

#### ノーベル賞と島津製作所

## 島津経営の特徴

島津経営の特徴をかんたんにみることにしよ う。まず、島津が製造する商品群には、消費者 に直接に販売する商品がほとんどなく、代理店 を通じた研究機関やメーカーあるいは病院向け の商品がほとんどだということである。

特徴の第二は、分析機器、医用機器、計測機 器といった島津の主力製品は、日本および欧米 などの先進国マーケットではすでに飽和状態に あるということである。飽和状態にある市場で は、一般に、競争が激しく、価格引下げや品質 改善の圧力が強い。したがって,絶えざるコス トダウンや製品の改良に向かわなければならな いわけである。とりわけ、1台の価格が数千万 円とか数億円の機器を売り込む際には、リース 契約を取り結ぶことになるが、そうなると、リー ス料の引下げ競争にも立ち向かわねばならず、 関連リース会社の資本力や財務力を高める努力 も必要となってくる。しかも、これらの点では アメリカの巨大企業にはとうてい太刀打ちでき ない。

特徴の第三は、島津の主力製品は、それを必 要する産業や企業の設備投資の水準によって、 その需要が決められるということ、言葉をかえ れば、景気動向の影響をモロに被ってしまうと いうことである。医用機器の納入先は病院なの だから、医療費抑制が病院経営を直撃すると、 たちまち、医用機器の売上に響いてしまうとい う構造があるということだ。

第四の特徴は、こうした悪影響を緩和するに は、グローバルな展開が求められるわけである が、先進国市場では、強大な専業メーカーとの 競争が待ち受けており、また高級機種へのニー ズがほとんどないアジア市場では、機能を限定 した低価格商品を充実しなければならないとい う、いわばフルラインアップの商品構成が求め られるということである(ちなみに、現在の島 津には6000を超える製品がある)。 絶えざるコストダウン圧力にさらされながら、 その課題にいかに対応してきたのか。こういう 視点から島津の歴史を振り返ってみよう。

# 赤字決算で職場の様変わりが (1975~1978年度決算)

「科学技術で社会に貢献する」を社是とする島 津は、堅実経営の見本ともされていたが、その 島津が、1976年3月期決算で1億2,000万円の経 常赤字を計上した。「ぬるま湯的経営体質」が指 弾され、土地売却や資金繰り悪化の噂が流れ、 経営危機が内外に喧伝された。ところが、3年 後の1979年3月期決算では、ヒット商品があっ たわけでもないのに、売上高営業利益率では 10.25%という加工型組立産業の平均をはるかに 上回る利益率を上げている。この変化を生み出 した原因は何か?

確かに当時島津は、売上高経常利益率、総資 産経常利益率、総資本回転率とも、他の大企業 に比べて劣っていた。しかし、粗利は製造業平 均を上回り、売上高営業利益率は水準を保って いる。従業員数は1968年度の4,793名から1974年 度には4,442名と351名(7.3%)も減員している。 売上高は1968年度の299億7,400万円から1974年 度は612億8,900万円と2.48倍になっている。喧 伝された不動産の取得状況はこの時期1億4,000 万円の増加をみせ、支払能力を示す当座比率も 112%と、「資金繰り悪化」が懸念される状況で はない。では、なぜ経営危機が内外に喧伝され たのか。

この決算に先立つ1975年2月、春闘を前にし て、経営陣は、一時帰休を含む「緊急不況対策 6項目」を組合に提案し、組合執行部はただち に受諾するが、職場には大きな不満が残った。 ところが76年3月期決算での経常赤字の計上で 職場の様相は様変わりする。赤字決算発表以降 は、「経営刷新と余剰工数対策」が労使の合い言 葉となり、利益意識、コスト意識は末端にまで 浸透し、かくて「人は欲しくとも、コストアッ プになるから我慢する」状況が職場をおおうこ ととなる。労働組合員の実質賃金をみると、1971 ~1974年度の上昇率は年平均で7.5%であった が、1977~1980年度のそれは1.1%にすぎず、こ の時期のGNPの上昇率(5.03%)と比較して も大幅に悪化したといわざるをえない。

経常赤字と売上高営業利益率の高さとの食い 違いを解くカギは過剰な金利負担にある。1970 年度に支払利息は売上高の5.73%にも達してい たが、1975年度には7.91%にまで高まった。財 務が「現場の足」を引っ張ったことがここに明 らかになる。三菱銀行から乗り込んできた三浦 社長の積極的な設備投資のツケが回ってきたと いうことでもある。

だが、それだけで1億2,000万円の赤字が生み 出されたわけではない。不良在庫の処分や借入 金の返済を進める一方で、関係会社への長期貸 付金(前期比1億4,000万円増加)や長期前払費 用(2億5,000万円増加)など、将来発生する費 用を先取りする形で一挙に計上した結果、経常 赤字が演出されたわけである。

そしてこの赤字決算を契機に、設備投資の抑 制や従業員の削減から生まれた資金で借入金を 返済し、8%にまで高まっていた支払利息の売 上高に占める割合を3.73%にまで減少させ、景 気回復に伴う売上高増とあいまって、経常利益 率は飛躍的に向上していく。

# バブルを契機に研究開発体制の整備へ (1979~1990年度)

組合の協力を得た会社は減量経営を押し進め、 総人件費の抑制に成功する。さらには1978年に は3億3,900万円の無償増資を行って、それを借 入金の返済にあてた。その結果、1981年3月期 決算では「1,000億円の売上高、100億円の経常 利益」という3ケ年計画を達成し、10.3%とい う記録的な高水準の売上高経常利益率を示すに 至った。ところが、この間の売上高の増加は、 省エネルギーと新分野投資への誘導という政府

#### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

施策が島津の商品分野に合致した結果であり、 新規開発製品はほとんどなく、改良されたガス クロマトグラフの業績貢献が目立つ程度であっ た。試験研究費・開発費償却額は1978年度が128 万円、1979年度と1980年度はゼロである。

このことは、もっぱら既存製品の改良が行わ れ、新製品の開発がごぶさたになったことを示 している。利益が出せるものには資金を出すと いう方針は出されていたが、金を使えば、売上 と利益ノルマが積み上げられるということでは、 誰も手を出さなかった。経営の「効率化」が叫 ばれれば叫ばれるほど、この傾向は勢いを増し ていく。後に触れる1990年代の研究開発スタイ ルは、この時期にその原型が形作られているの である。

とはいえ、既存製品の改良では企業の成長は 限界がある。潤沢になった内部留保金をバック に、「合理化」は進めながら、設備投資と研究開 発に力を入れるという方針への転換がはかられ、 1980年5月の技術研究本部の拡充で、中央研究 所も復活した。しかも、この中央研究所は基礎 研究を大いにやる部署と位置づけられた。試験 研究費も翌年には3.6倍となる。冒頭に述べた ノーベル賞の研究成果は、まさにこの時期に誕 生したのである。

国内外の設備投資にも積極的で、1980年代に 入ると、医用工場、試験機工場の新増築、研修 センターの着工、生産技術研究所設置、光通信 機器の工場建設、北米に新工場建設用地取得、 北京分析センター開設があいついだ。これらの 資金は転換社債(1982年、50億円)や無担保転 換社債(1984年、70億円)といった極低金利の 資金によって賄われた。1985年9月にはじまる 円高不況に際しても、島津は、危機意識を煽り、 「合理化」を進め、人事・労務関係の「近代化」 の名のもとに、職能給要素と査定強化をはかり、 労使協議のスピードアップ化を強要する。

円高不況の悪影響をわずかな落ち込みでしの ぎ、80年代後半に入っても、積極的な投資は続

#### ノーベル賞と島津製作所

く。この時期の投資には、東京支社の新築移転、 事業部の機器研究所設置、新事務棟建設、島津 ヨーロッパ工場建設、クレイトス社買収、中国 との技術合作、テクニカルセンター建設、秦野 工場、けいはんな研究所建設などがあった。必 要な資金は欧州でのワラント債の発行(1986年、 1億ドル)や売上の増加や有価証券の売却益で 賄われたが、借入金残高もじわじわと増加し、 1990年代にその負担が持ち越されることとなる。

1980年代には、売上高増加に貢献し、1990年 代を通して島津の中心機種となる製品の開発が あいついだ。ながらく悪戦苦闘してきた液体ク ロマトグラフも独自技術を加味して、国産化さ れ、その生産・販売は軌道に乗った。このほか、 材料試験機の中心機種であるオートグラフや、 医用機器では核医学データ処理装置や超伝導型 核磁気共鳴装置などが誕生している。

しかし、その一方で、中央研究所における基 礎研究は評価されず、また、1990年代の新事業 として着手された光通信機器の開発も、バブル 崩壊後縮小され、その芽が摘まれてしまった。 つまり、比較的短期間で成果を得たものは評価 されたが、揺籃期から孵化期を経て、成長への 期間が10年以上にわたるであろう長期的な開発 研究は切り捨てられたのである。

1991年度決算を1981年度決算と比較してみれ ば、減価償却費は7倍に、試験研究費は8.7倍 に、広告宣伝費は2.7倍になっている。そしてこ れらの費用の増加が、利益率の減少要因として 残されていく。さらに、多角的経営へと向かう 東芝などの有力メーカーの分析・計測機器分野 への参入と、円高・ドル安で価格競争力を高め たGEなどの海外メーカーの進出によって、島 津の利益率は低下の一途をたどることになる。

#### 研究開発体制の転換

バブルの崩壊が始まった1992年12月、島津は 基礎研究の「圧縮」へと方向転換する。「不況を バネに新しい島津に飛躍しよう」というスロー ガンのもと(1993年)、中央研究所も「製品開発 研究の比重を60%に」との方針を打ち出した。 このころでは、「中央研究所は何の成果も挙げな かった」と酷評する役員の声さえ聞かれるよう になっていた。

1993年3月期決算は大幅な業績悪化を示すも のとなった。売上高は1,940億円と対前年比で4 %のダウンであったが、営業利益は42億円に半 減し、経常利益や当期純利益にいたっては、そ れぞれ対前年比で80%から90%もの低下を示し た。この事態に直面して、①売上増加に依存せ ずに利益を確保する、②内製化と海外での生産・ 部品調達を進めるとともに、購入品の値引きに つとめる、③売上債権・不良在庫の一掃、④管 理可能経費の削減へと、島津の経営は向かって ゆく。

1994年には、事業部として位置づけられてい た機器研究所も廃止され、製品開発に一本化す る研究体制がしかれる。この過程では、学会な どへの出席も国際学会での発表をのぞけば、厳 しいチェックのもと、ままならぬものとなって いった。全社的にみれば増加をたどる研究開発 費も、商品化を優先する研究や合併した海外子 会社への海外研究投資へと振り向けられた。

製品開発ではリードタイムの短縮(スピード 化)が至上命題となり、技術者のサービス残業 は慢性化していく。このことは、バブル以前の 島津に立ち戻ったことを意味している。新しい 技術を開発し、それをベースに新製品を市場に 投入していくのではなく、もっぱら小手先の改 良機種の投入というスタイルがそれである。

だが、こうした戦略は、島津の経営成績を向 上させるものとはなってはいないのである。た とえば、新たに改良された機種を市場に投入す れば、それ以前の機種は陳腐化してしまい、不 良在庫という形で累積していく。この不良在庫 の処分ロスは、島津の場合、多いときで6~7 億円にのぼる(1994年3月期決算や2001年度3 月期決算)。

— 36 —

島津製作所経営成績(連結ベース)

労働総研クオータリーNo.49(2003年冬季号)

(単位:百万円) 決算日 1991 3 1992.3 1993.3 1994.3 1995.3 1996.3 1997.3 1998.3 1999.3 2000.3 2001.3 2002.3 191,570 201,439 193,964 183,896 181,338 184.862 201.143 203 189 売上高 202.615 196.289 200.005 192.084 100 105.2 96.3 94.8 98.6 101.9 108.8 101.0 997 96.9 101 9 96.0 61,497 66,090 60,203 56.045 63.915 62.059 65 527 67.190 65.781 64,017 64,155 60,629 売上総利益 100 107.5 91.1 97.3 93.1 114.0 97.1 105.6 102.5 979 100.2 94.5 10,888 9.868 4 223 3 5 4 4 5 2 9 3 6.007 5,843 **A** 1,835 営業利益 7.753 7,318 7.388 4.095 100 90.6 42.8 83.9 149.4 113 5 129 1 94 4 101.0 79.1 70.1 1,755 11,535 8,434 752 3 0 3 3 4.673 6,383 6,603 5.621 3,683 3,872 **4**,198 経常利益 100 73 1 20.8 42 8 403 3 154 1 136.6 103.4 85.1 65.5 105.1 6,075 4,105 459 1.130 994 1,800 3,187 3.049 2,422 2,473 ▲ 10,578 ▲ 8,118 当期純利益 100 67.6 246.2 88.0 112 181.1 177.1 95.7 79.4 102.1 総資産 総資産経営 234,824 234,099 217,226 215,482 221,599 231.934 253,076 256,110 267,418 269.370 268,703 244,495 4.91 3.60 0.81 0.35 1.37 2.01 2.52 2.58 2.10 1.37 1.44 \* 利益率 売上高経常 6 02 4.19 0.90 0.41 1.67 2 53 317 3.25 277 1.88 1.94 \* 利益率

下段の数値はそれぞれ対前年比の数値。総資産額は期末金額。 ※2002.3は赤字のため計算していない。

「もとで」と利益とを比べて、企業経営の「総 合的な力」を判断する指標である総資産経常利 益率(資産と利益との割合)は、1990年には4.91 %であったが、2000年には1.37%へと悪化して おり、売上高から製造原価や営業経費・資金の 調達費用などを差し引いて求められる経常利益 と売上高とを比べて、事業の効率性を示す売上 高経常利益率も、1990年の6.02%から2000年の 1.88%へと大幅に悪化している。

# 2002年3月期決算は大幅赤字に ~むすびにかえて

1997年から島津は「2001年ビジョン」を掲げ てリストラにつとめてきた。2000年1月にはそ の総仕上げとして、「選択と集中」プロジェクト の推進に動きだした。「選択と集中」プロジェク トは、①グローバルな製造体制の確立と、②収 益力の大幅強化、③新製品の開発推進(=リー ドタイムの短縮)、④キャッシュ・フローの改善 を課題としていた。さらに経営資源を「3つの 新規事業(液晶・半導体、バイオ、環境ソリュー ション)」と「5つの強化機種(液体クロマトグ ラフ、質量分析計、非破壊検査機器、フラット パネルデテクタ、環境システムインテグレーショ ン)」に集中することとされ、これが2002年から 始まる中期経営計画の柱とされている。

また、2001年9月の「緊急経営施策」では、① 希望退職者を120名募集する(2005年3月末まで

に400人を削減し、連結グループ全体では800人 の削減)、②代理店在庫の一掃、③有利子負債の 200億円圧縮などとともに、損益分岐点の引下げ がうたわれた。損益分岐点とは、コストと売上 高で利益を管理する手法の一つであって、企業 活動に必要な費用を固定費と変動費に分類し、 固定費と変動費の合計額(=総費用)をまかな うに足りる売上高を意味する。

したがって,損益分岐点を示す売上高(=損 益分岐点売上高)を実際の売上高が上回れば、 その分が利益として把握される。この手法によっ て利益を管理すると、固定費の削減=人件費の 圧縮、変動費の削減=部材調達コストの圧縮= 下請けへの買いたたきとなってあらわれやすい。

こうした努力を積み重ねてはいるものの、経 営成績は芳しくない。2002年3月期決算は、営 業利益では18億3,500万円の赤字、経常利益では 41億9,800万円の赤字、当期純利益では81億1.800 万円の赤字と、3つの利益のいずれもが大幅な 赤字を示す結果となった。前期決算では16億 9,100万円の有価証券売却益が経常利益の底上げ に貢献したが、当期決算では営業外収益が16億 6,600万円減少したことが経常赤字の原因となっ ている。当期純利益の大幅赤字の原因は、事業 体質改革費用66億2,400万円、機種整理損失27億 6,200万円、連結調整勘定一括償却額30億1,100 万円、投資有価証券評価損5億2,500万円、固定 資産処分損4億5.600万円などの、いわゆる減損

— 37 —

## ノーベル賞と島津製作所

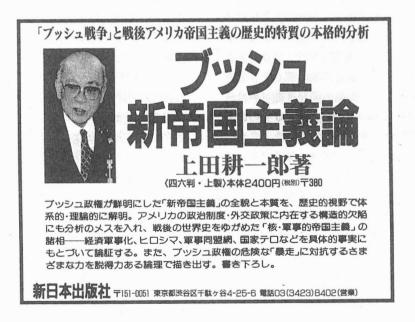
会計処理を進めた結果(これらの合計額は133億 7,800万円にのぼる) である。

改良機種の連続的な投入でマーケットシェア を維持しようとすれば、製品の陳腐化を早める こととなり、そのことは不良在庫の処理(機種 整理損失や棚卸資産処分損)となって決算には ねかえってくる。こうした状況は、島津におい ては1970年代の半ばからすでにみられたことで あり、金額の多寡の違いこそあれ、繰り返され てきたことでもある。巨額の赤字決算を計上し たのちに、強引なリストラを進めるという手法 もまた、四半世紀の歴史の中で繰り返されたこ とでもある。

強引な赤字決算処理とノーベル賞波汲効果で、 2003年の3月決算で島津は「V字回復」を果た すに違いない。

人件費管理の徹底(このことは人員削減に直 結する)と製品開発の短期化(既存製品の改良 が中心となる)によって売上高の増加を図るの か、それとも80年代にかいまみられた「研究開 発の黄金時代」のように、既存製品の改良では 企業の成長にとって限界があることに注目して、 田中さんが述懐した「自由な気風にあふれた研 究」体制をベースに「科学技術で社会に貢献す る」島津が復活するのか、いずれの道が正鵠を 射ているかは、1990年代の経営効率化の過程と 2002年3月期決算の事実が示しているように思 われてならないのである。

(おき はじめ・労働問題研究家) (さくらだ てるお・会員・阪南大学教授)





ILO勧告に沿った公務員制度改革を求める! ~歴史的、画期的な結社の自由委員会「報告・勧告」~

# 岩田 幸雄

# はじめに——第285回 ILO 理事会329次結 社の自由委員会報告の概要

2002年11月7、8、15日と開催されたILO結 社の自由委員会は、全労連が提訴していた「公 務員制度改革」問題 (No.2183ケース) に関して、 日本の現行の公務員制度そのものがILO87号条 約(「結社の自由及び団結権の保護に関する条 約」)、98号条約(「団結権及び団体交渉権につい ての原則の適用に関する条約」)に違反してお り、結社の自由原則に合致させる方向での法律 改正を求めること、そして「日本政府は公務員 の労働基本権に対する現行の制約を維持すると いう言明された意図を再考すべきである」とし て、01年12月の「公務員制度改革大綱」そのも のの再検討を迫るという全労連の主張を全面的 に受け入れた歴史的、両期的な報告・勧告をま とめ、11月21日のILO理事会において承認され た。なお、連合も「公務員制度改革」問題でほ ぼ同趣旨でILOに提訴しており(No.2177ケース)、 ILO結社の自由委員会の「報告・勧告」は、こ の二つのケースを一括した事案として取り扱っ てきた。

# 1. 重要かつ特別な「条約監視手続き」で ある「結社の自由委員会」

ILO (国際労働機関) の重要な役割は、いうま でもなく労働に関する条約・勧告の策定にある が、それだけに止まらず策定した条約・勧告が 加盟国においてきちんとまもられているか否か を「監視」することも重要な仕事である。「監視 手続き」は、「通常の監視手続き」「非通常の監 視手続き」「特別の監視手続き」の三種類に分類 される。

「特別の監視手続き」である「結社の自由委員 会」は、ILO憲章には特に規定はないが理事会 のもとに設置されたILO87号条約、98号条約だ けを取扱う特別の委員会であり、我々が通常 「ILO提訴」という場合は、この委員会への訴え をいうのが通例である。結社の自由委員会は設 置されて今年50年周年をむかえたが、ケース番 号が示すように世界各国から提訴が続いている。 最近の深刻なケースの一例は「コロンビア案件」 であり、毎年3ケタにのぼる労働組合役員・活 動家に対する暗殺・行方不明者が続いている問 題などがある。

結社の自由委員会は、政労使各3名の理事と 独立した委員長の10名で構成され、年3回、当該 国の代表は審議に加えず、非公開ですすめられ る。「通常の監視手続き」と結社の自由委員会に よる「特別の監視手続き」は、相互に連携して 批准条約の完全な履行を求めるために取組む。

# 国際公約にもそむく「公務員制度改 革」と全労連の決意

全労連が結社の自由委員会に提訴した主な論 点は、第一に、2001年の89回ILO総会で日本政 府が「労働組合との誠実な交渉・協議を行なう」 という国際公約を反故にして、全く一方的に「労 働基本権制約の現状維持」という内容の「公務

#### 国際·国内動向

員制度改革大綱」を01年12月に決定したという 手続き上の問題であった.第二は、「信賞必罰」 の新人事制度導入に固執する一方で、消防職員 などの団結権禁止、「管理運営事項」等による交 渉権制限、自治体当局等の一方的な賃下げ、人 事院・人事委員会への労働者代表の関与、「国家 の運営に関与しない公務員」の範囲設定などに 何ら言及しないという、「大綱」の内容上の問題 であった。そして第三は、現行の労働基本権制 約を維持したまま、内閣・各府省の人事管理権 限を拡大し、人事院の権限・機能の縮小を図る という「代償機能の形骸化」の問題であった。

全労連はこうした論点で、02年3月に提訴を 行なうとともに、5月には、国公労連、自治労 連、全教の3単産書記長が第一次ILO要請行動 にとりくみ、11月には再び3単産25名もの第二 次代表団がジュネーブのILO本部を訪問し、委 員会が全労連の主張にそった勧告を行なうよう 要請行動に取組んできた。

この間にも、02年6月の第90回ILO総会・「基 準適用委員会」では、日本の98号条約問題を「個 別審査」し、「国立病院部門での団体交渉権を全 面的に確保するための措置をとること。国家の 運営に関与しない公務員の雇用条件が団体交渉 の奨励と促進によって決定されるよう、労働組 合との十分な協議のうえで公務員制度改革を行 なうよう強い希望を表明する」という「議長集 約」をおこなった。また02年6月の結社の自由 委員会は、岡山県高教組が00年12月に、岡山県 当局による人事院勧告9ヶ月の値切りの回復、 人事委員会委員の選任手続きの見直し、団体交 渉権の回復をもとめてILOに提訴していた案件 についても、「教員が団体交渉権を保持するべ き。人事委員会の公平性に関し、委員の選任及 びその過程への労働組合の関与。人事委員会の 決定に拘束力を持たすための地方公務員法の改 正要請など」を内容とする岡山高教組の主張に 沿った「勧告」を行なってきた。

02年11月1日、25名からなる全労連要請団に

よる結社の自由委員会への要請に対応した上席 法律専門官であるパトリック・キャリエール氏 は、全労連の情報提供に感謝を表明しつつ「全 労連の提訴は非常に重要であり広範囲に及び、 しかも30年以上にわたって議論されている問題 だ。委員会は、事実と証拠にもとづき、国際法 や条約、判例などにしたがって客観的・具体的 に判断する。委員会の結論が公務員制度改革の 法案策定や審議に直接影響をあたえるだろうと いうことも十分認識している」と力強く述べた。

# 日本政府を全面的に批判し改善を求める「報告」・「勧告」

こうして前述のとおり329次結社の自由委員会 は、全労連の主張を包括的、全面的かつ一歩踏 み込んで受け入れた「勧告」を行なった。(「勧 告」内容は文末「資料」のとおり)

全労連はこの勧告を高く評価し、「現在進行中 の公務員制度改革の検討作業をただちに中止し、 『大綱』を白紙撤回したうえで、国際労働基準と 結社の自由原則に沿った公務員制度改革を行な うために、全面的で率直かつ意味のある交渉・ 協議を行なえ」という「談話」を即刻発表した のは当然であった。

この結社の自由委員会「勧告」の前段に記述 されている「結論」部分では、日本政府がこれ まで幾度となく主張してきた「ILO基準の適用 は、各国の労使関係の歴史、社会的経済的状況 など国の事情を考慮すべき」「日本の最高裁判例 に合致している」という点についても、「結社の 自由原則は全ての加盟国において一律的に一貫 して適用されるべき」「国内法が結社の自由原則 に違反している場合には、それに合致するよう 指針をあたえることはILOの権限の範囲内であ る」として、日本政府の主張を全面的に批判し、 退けたことも極めて重要である。

もし、日本政府がこうした勧告に従わず、こ れまでどおりこれを無視する態度を取りつづけ るなら、国際的な批判は一層強まり、国際社会

— 40 —

から孤立することは必定である。

### 4. いよいよ正念場をむかえた国内の闘い

今回の「勧告」は公務員労働者・労働組合だ けでなく、新自由主義的グローバリゼーション による規制緩和路線のもとで不法な解雇・リス トラと闘う日本のすべての労働者・労働組合を 大きく激励するものである。

こうした「勧告」をひきだした背景には、全 労連と傘下単産の不断の闘いをILOの場にもち こみ粘り強く取組んできたこと、公務員制度改 革と労働基本権問題では連合もILOに提訴し日 本の労働者全体の闘いに広がってきたこと、さ らに世界労連(WFTU)、国際自由労連(ICFTU) をはじめ世界中の労働組合と国際労働組織から の支援がひろがったことによるものである。私 自身もWFTU、ICFTUジュネーブ事務所長や ICFTU傘下のPSI (国際公務員労組) 書記長ら に直接協力要請し、快諾を得る機会にも恵まれ たが、歴史的にもまったく新しい進展であった。

国際労働基準とILO 結社の自由原則にした がった公務員制度改革を実現するうえで、いよ いよ国内での主体的な闘いが決定的に重要であ り、労働組合の真価発揮が求められている。

全労連はこうした国際世論の高まりを力にし て、「国民・住民全体の奉仕者」という憲法の立 場から民主的な「公務員制度改革」を実現する ために、政府交渉、国会闘争などを抜本的に強 化する。

今回の勧告は、1965年のILO87号条約批准を めぐる日本政府と総評との対立のなかで、「実情 調査調停委員会」が発動され、エリック・ドラ イヤー氏らの調査団が派遣されて以来の包括的・ 歴史的・画期的「勧告」というべきものである。

この「勧告」にしたがうべき全責任は当然な がら日本政府にある。同時にこれを実現させる うえで日本の労働組合運動の果たすべき役割は 大きく、アジアと世界にも大きな影響を与える ものとして世界の労働者・労働組合が注目し、 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

期待している。

1965年7月16日、ドライヤー氏らがまとめた 「報告」は次のように記したことを、いまも我々 は決して忘れてはならない。

「今日この偉大なる機会の挑戦に応じて立ち上 がらない者があるとすれば、失敗に対する責任 は、明らかにその者に帰せられるであろう。本 委員会は、関係する全ての人々がかくも偉大な この機会をつかまないとは信じられない。」

(いわた ゆきお・全労連事務局次長)

(資料) 第329次結社の自由委員会の「勧告」部分

- 652. 上記の中間的な結論に照らし、委員会は理事会が以下の 勧告を承認するよう要請する。
- (a) 政府は公務員の労働基本権にたいする現在の制約を維持 するという言明した意図を再考すべきである。
- (b)委員会は、公務員制度改革の理論的根拠及び内容に関して、この問題についてのより広い合意を得るために、また、法律を改正しそれを結社の自由原則に合致させるようにすることを目的として、すべての関係者との全面的で率直かつ意味のある協議が速やかに行なわれるべきことを強く勧告する。これらの協議は、日本の法令及び慣行またはいずれか一方が条約第87号及び第98号の条項に違反していることについての、以下の問題にとくに焦点をあてるべきである。
  - (i) 消防職員及び監獄職員にみずからが選択する団体を設 立する権利を認めること
  - (ii) 公務員が当局の事前の許可に等しい措置を受けること なくみずからの選択による団体を設立することができ るよう地方レベルでの登録制度を改めること
  - (iii) 公務員組合に専従組合役員の任期をみずから定めることを認めること
  - (iv) 国家の施政に直接従事しない公務員に結社の自由原則に従って団体交渉権及びズトライキ権を付与すること
  - (v)団体交渉権及びストライキ権またはそのどちらか一方 が結社の自由原則のもとで正当に制限または禁止され うる労働者に関しては、みずからの利益を守る根本的 手段を与えられないこれら職員を適切に補償するため に国及び地方レベルで適切な手続及び機関を確立する こと
  - (vi) みずからのストライキ権を正当に行使する公務員が民 事上または刑事上の重い刑罰を受けることのないよう に法律を改正すること
- (c)委員会は政府及び連合にたいし独立行政法人に移行した 1万8千人の公務員が当局の事前の許可なしにみずから の選択する団体を設立または加入することができたか否 かについて委員会に情報提供することを要請する。
- (d)委員会は政府にたいし大字陀町(奈良県)の事案に関す る裁判所の判決を委員会に提供することを求める。

#### 国際·国内動向

- (e)委員会はまた、政府が公務員における交渉事項の範囲に ついて労働組合との意味のある対話にとりかかるよう要 請する。
- (f)委員会は政府および提訴団体にたいし不当労働行為の救済措置手続に関して基調となっている法と慣行について さらに情報提供をおこなうよう要請する。
- (g) 委員会は政府に対し上記のすべての問題に関する進展に

ついてひきつづき情報提供するとともに、提出される法 案文書の写しを提供するよう要請する。

- (h)委員会は政府にたいし、希望するならば事務局の技術的 援助が利用できることを想起してもらう。
- (i)委員会は本事案の立法的側面について条約勧告適用専門 家委員会の注意を喚起する。

(全労連国際局・仮訳)

# 男女の昇格差別を争った芝信用金庫事件が 最高裁で和解

## はじめに

最高裁第2小法廷に係属していた女性昇格差 別是正事件と同第1小法廷に係属していた不当 労働行為救済命令取消事件について2002年10月 24日、最高裁で和解が成立した。

本和解は、女性差別事件と不当労働行為救済 申立事件の両者に跨るものであるが、この和解 の大きな意義は、女性差別事件の1、2審判決 が、女性に対し、男性と同様に昇格した地位確 認を認めたこと。とりわけ働く者の基本的人権 を基礎にした、2審東京高裁の判決を基に、最 高裁で和解したということは、今後の職場や裁 判に及ぼす影響は大きいものがある。従って、 この2審判決を改めて見直し、その意義を指摘 したい。(なお、昇格の地位確認を認めた判決は 我が国では、本事件の判決のみである。)

#### I、事件の概要

芝信用金庫に働く女性13名が、同期同給与年 齢の男性並に昇格した地位(課長職)とこれに 伴う差額賃金、慰謝料、弁護士費用を求めて1987 年6月提訴した事案である。本件は、均等法施 行後、初めての女性差別是正の事件として、注 目された。

本件の争点は、①事実において、男女の昇格・

# 坂本 福子

賃金差別の有無、②法律論に於いて、昇格した 地位確認の理論付けにあった。

①男女の昇格・賃金差別の有無については、結果的には、年功的に男性は昇格し、これに伴う賃金格差が存する事は明瞭であったが、原告等が求めた課長職昇格については、昇格試験があり、原告等は全員不合格であった。しかし、試験があるとはいえ、実態は男性であれば、年功序列的に、一定の勤続年数(13年~26年、平均23年)を経れば課長職に昇格していく。(昇格試験の配点は人事考課50%、筆記試験30%、論文20%)原告等は女性なるが故に人事考課で差別され、又、筆記、論文試験は職場における配置・研修と連動し、原告等女性は所謂金融における配置・研修と連動し、原告等女性は所謂金融における配置が、研修においても差別され、その結果、試験に不合格=試験は公平、公正でないと争った。

②地位確認の法律論 地位確認については、 これまでの判例では、男女差別があることが認 められても、不法行為による損害賠償のみであっ た。従って、地位確認をどのように法律構成し ていくかが最大の問題であった。しかし、資格 と賃金はリンクしており、もし昇格の地位の確 認が得られなければ、過去における損害賠償が いくら支払われても、更に翌月からの賃金に差 別が生じ、退職金、年金に響くことになる。こ の実態の差別を打ち破るには法理論的には地位

— 42 —

# 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

確認を認めさせる以外にないのであった。

1 審東京地裁は、原告等12名に対し、芝信用 金庫における労使慣行を理由に、女性差別事件 において、我国で初めての昇格した地位を認め、 これに伴う差額賃金の支払いを命ずる判決を下 した(1987年11月27日)。

2審東京高裁判決は、1審判決を引継ぎ昇格 した地位確認、差額賃金の支払いを命ずるとと もに、1審判決の認めなかった慰謝料、弁護士 費用の支払いを命じ、そして、地位確認を認め る理論構成を大幅に前進させる画期的な判決を なした(2000年12月22日)。但し、1、2審とも 最年少の原告については、同期同給与年齢の男 性に未昇格者5名がいる事を理由に、地位確認 を認めなかった。

この判決について、金庫は上告し、1審原告 等も最年少の敗訴した原告について上告し、第 2小法廷に係属していた。

## Ⅱ、和解の内容

- ①女性差別事件の原告13名中在職者6名については、和解時に高裁判決に沿った昇格。既に定年退職した6名については、退職時に昇格。
- ②1審、2審と同期同給与年齢の男性の未昇格 者の存在を理由にただ1人敗訴した最年少の 原告については受験により昇格の道を開く。
- ③最高裁の別法廷(第1小法廷)に係属ししていた不当労働行為救済申立事件については、この当事者である未昇格の男性4人も最年少の原告と同様の道を開く。
- ④更に労使間において、「将来に向かって良好な 労使関係を形成する」ことが確認された。
- ⑤金庫は、和解解決金として2億2,249万3,278 円を支払う。(本金員については、原告等に対し、高裁判決が命じた差額賃金、慰謝料、弁 護士費用一切を含む金額)

## Ⅲ、本件和解の意義

1. はじめに述べたように、何よりも金庫に

対し、原告等女性の昇格差別是正を命じ、地位 確認を認めた画期的とされる東京高裁判決を基 本に、最高裁で和解が成立したことである。こ れにより、昇格の地位確認を認めた東京高裁の 判決が、不動となった。

1審判決は、芝信用金庫における労使慣行に 基づき地位確認を認めたが、高裁判決は、労基 法の規定する平等取扱い義務 [労基法3条<sup>(注1)</sup>] の理論によりこの地位確認を認めた。いわば、 昇格した地位確認の理論は一般的にどの企業に も適用出来る理論付けをしたことである。

判決は「雇用契約は、労務の提供と賃金の支 払いを契約の本質的内容としているものである ところ、使用者は労働契約において、人格を有 する男女を能力に応じ処遇面において平等に扱 うことの義務をも負担しているものというべき であり、」とし、労基法3条の規定は「人格を 最大限に尊重し、使用者としての義務の内容を 明らかにしたものと解することが出来る」(傍 線筆者)とのべた上、労基法4条が女性に対す る賃金差別を禁止していること、更に、芝信用 金庫の就業規則が労働条件について差別を禁じ ていることを引用し、労基法13条、93条によっ て、無効とした。そして、「賃金の定めについ て無効となった場合は差別がないとした場合の 条件の下において形成されるべきであった基準 が労働契約(賃金額)の内容となる」と判示し ている。

又、「職員の 昇格の適否については、経営責 任、社会的責任を負担する1審被告の経営権の 1部であって、高度な経営判断に属する面があ るとしても単に不法行為に基づく損害賠償請求 権だけしか認められな」ければ「男女の賃金格 差は将来にわたって継続する事となり、根本的 な是正措置がないことになる」として地位確認 を認めなければ、将来における賃金や、退職金、 年金にまで響くことを指摘している。即ち、差 別の抜本的解決のためには「昇格後の資格を有 することの確認を求める訴えの利益がある」と

#### 国際·国内動向

述べている。(傍線筆者)

これまで、判例では、男女差別事件の昇格し た地位確認については、労基法3条に「性」の 明文がないことから、法律上の明確な根拠規定 がないとされ、一般には、民法90条の公序違反 とされていた。しかし、この判決は、従来の考 え方を打破し、大きく前進させた。即ち、労基 法3条の平等取扱い義務=基本的人権の重要性 は何ものにも勝ることを判示しているのである。

また、高裁判決は昇格試験について、試験そ れ自体が公正でないとは述べていないが「男女 差別の意図等直接証拠によって証明することは 殆ど不可能に近く、格差の存在という結果から 推認する方法によらざるを得ない」とし、「人事 考課において優遇していたものと推認せざるを 得ない」と判示している。

この点は、女性差別事件では、格差の存在か ら推認せざるを得ない場合が多く、又、人事考 課における様々な格差について職場や裁判で、 大きな武器となろう。

何よりもこの高裁判決を基礎にした最高裁で の和解は、今後の職場での運動や、裁判に有効 に使用できるものがあるといえよう。

2.1、2審とも敗訴した女性差別事件の最年 少の原告について、昇格試験を受けることによ り、昇格の道が開かれたことである。また、不 当労働行為救済申立事件の男性4名についても 本件和解により、同様に昇格の道が開かれた。 労働者は、職場が基礎である。働く者にとって、 昇格の道が開かれたことは、明日からの生活に 希望の道を開くことになる。

## Ⅳ、何が最高裁での和解を押し進めたか?

「何よりも高裁判決を貫く人間の平等の理念で ある。そして、この判決を変えさせないという 国内外の平等への流れであろう。本件判決につ いては、国内外のマスコミで大きく報道されて いる。2001年4月には、超党派の女性国会議員 で構成される女性議員懇談会で、取り上げられ、 同年10月には、国会議員有志により、「『芝信』 原告団を励ます集い」が開かれた。又、元労働省 の婦人少年局長であった赤松良子氏は雑誌<sup>(注2)</sup> にこの判決を読んで、「私は感動で胸がふるえる のを覚えた」と書かれている。

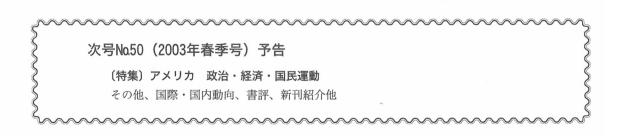
1 審判決後、1998年の第87回ILO総会の条約 勧告適用専門委員会報告では100号〔男女の同一 (価値)労働同一賃金〕条約に関し、日本におけ る賃金格差を指摘する中で、芝信用金庫の判決 に留意している。

高裁判決後の2001年8月には、国連人権社会 権規約委員会からは、日本の男女平等に関し、 提案、勧告がなされるに至っている。

2000年にだされた芝信用金庫の高裁判決は女 性の権利確立に向けての21世紀の架け橋といわ れた。この判決を基本に最高裁で和解が成立し たことは、今後、更なる男女平等の発展のため に多くの職場で、この判決の基本的理論が活用 されることを望む。

- 注1 「使用者は、労働者の国籍、信条又は社会的身分を理 由として賃金、労働時間その他の労働条件について、 差別してはならない」
- 注2 Jurist (NO1226) 2002.7.1

(さかもと ふくこ・弁護士)



— 44 —



社会福祉辞典編集委員会編

#### 『社会福祉辞典』

石川 芳子

9月に大月書店から社会福祉辞典編集委員会編(監 修:一番ヶ瀬康子・小川政亮・真田是・高島進・早 川和男)の「社会福祉辞典」が発刊された。基礎用 語から直近の話題、国際的内容も盛り込まれた3,400 項目が解説されている。300人の各分野の専門家によ る、98年夏から4年をかけた編集作業により、学習 や研究、資格試験準備、実践・実務・運動に必携の 社会福祉へのあらゆる関心と必要に応えられる内容 となっている。私も楽しみに「介護保険」を探して 見た。37項目にわたってあらゆる視点から解明して いた。介護保険制度の多岐にわたる解説や、市町村 の役割、介護労働、ドイツの介護保険制度の紹介ま で、9ページを使って紹介されている。また、「年金 の積立金」については、2000年3月末の数値が記載 され、年金の支給開始年齢と給付額などの額も直近 の数値が記載されている。実用的であり、わかりや すく総合的で本格的な社会福祉辞典であると確信を もって紹介したい。

この「社会福祉辞典」は、引きやすく50音順で編 集され、①国際、理論、歴史、労働、運動、②法律、 行財政、③社会保険、④貧困・生活保護、失業問 題、⑤高齢者福祉、⑥障害児・者福祉、⑦児童・母 子福祉、ジェンダー問題、司法福祉、⑧地域福祉、 居住福祉、⑨医療・保健、⑩方法・技術、資格制度、 福祉教育の10分野に加えて、関連領域の住宅、心理 学、経済学、社会学、統計・調査の6分野からも基 本的用語が解説されている。

政府がめざす「利用と契約方式」によって社会福 祉の公的責任が変質しようとしているときに、改め て「社会福祉」が公的福祉として存在するために、 生存権や基本的人権を柱に据えた運動が求められて

### 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

いる。この「社会福祉辞典」が職場や自宅に1冊あ れば、学習会の資料作りやニュースのミニ解説、運 動の方向や実践を支える確かな力になることは間違 いない。

「辞典」は並べておくだけになりがちだが、忙しい 時にこそ楽しくページを開きたくなるのがこの「社 会福祉辞典」である。

> (大月書店・2002年9月刊・4800円) (いしかわ よしこ・全労連常任幹事)

#### 全労連、パート・臨時労組連絡会編

# 『パート・臨時などではたらくみんなの 実態アンケート調査報告書』 川口 和子

この『実態調査報告書』の特徴は、精力的で誠実 な調査と集約の手法にある。

対象を全労連加盟組織内だけでなく、周辺の未組 織の非正規労働者にも「手を届」かせ、アンケート 回収数1万5090枚の内訳は、労組未組織者(53.6%) が労組員(42.9%)を上回り、とくに未組織の男性 非正規労働者からも「予想以上」に多くの回答が寄 せられたという。そのため労組加入者と未加入者の 対比、男女対比、未組織者の労働組合への関心度な ど、他には見られないユニークな分析が行われてい る。

設問と集約項目も、非正規で働く理由と雇用契約、 賃金、労働時間、福利厚生、課税最低限度額への対 処(パートの労働調整など)、職場における不満と不 安等に加えて、最近増加している二つ以上の職場を かけもちで働く「ダブルワーク」についても、予想 をこえる回答数から事態の進行を直視し、補論とし て一章を設けて検討されている。

その結果として、今や非正規雇用は多くの労働者 のやむを得ない不可欠の生計維持手段であること、 しかもパートの労働時間カットなど経営側の人件費 抑制策強化の進行、そしてリストラにより増加しつ つある男性の未組織・非正規雇用のいっそう劣悪な 現状等、「現代男性就労者の影の部分」も含めてリア ルに浮かびあがらせている。それは、こうした現実 をすべて無視し「ライフスタイルに応じた多種な働

— 45 —

#### 新刊紹介 -

き方」として非正規雇用を描き、推進しつつある政 府・各審議会等の施策への、説得力ある批判にほか ならない。

また、自由記述欄に労働組合運動の現状と正規労 働者にたいする批判が多かったことを率直に受け止 めて、労組および正規労働者に「真摯な対応」を課 題として呼びかけていることも注目される。

雇用形態による不当な差別是正、均等待遇実現の 要求が一労働組合運動の重要課題となっている今日、 この「報告書」が労働者、労働組合はもとより研究 者にも活用され、運動の推進に役立てられることを 期待したい。

> (全労連・2002年10月刊) (かわぐち かずこ・理事)

足立辰雄著

#### 『現代経営戦略論

―環境と共生から見直す―』

井上 秀次郎

最近、トヨタとホンダが同時に燃料電池自動車を 開発し試乗発表会を開催した。まだまだ20年後かと いわれていた燃料自動車だが急速なスピードで開発 が進んでいる。値段のほうは億単位といわれるから 一般の手にはいるのはまだまだだがそれでも予想よ りもはるかに速い開発スピードである。

足立辰雄『現代経営戦略論』は、副題を環境と共 生から見直すとしている。本書は、従来の経営戦略 のありかたを根底から問い直し、理論的にも実践的 にも自然環境と社会環境に調和しうる経営戦略の新 生を企図した問題提起の著作という意欲的なもので ある。著者は、本書の新規性として、(1)経営戦略 を経営計画の発展との関連で識別し、歴史的かつ実 証的に定義づけた最初の研究、(2)地球環境問題と 経営戦略の相関関係の中で、地球環境の攪乱要因で ある経営戦略の倫理的見直しを示唆している、(3)経 営戦略の最新のアプローチの意義と限界および経営 戦略の新生に向けた現代的課題を指摘していること をあげている。

本来ならこれら諸点についての詳しい紹介と論評 を加えることが望ましいが、ここでは本書の構成と 若干の感想を述べるにとどめる。

本書は大きく3部構成に分かれる。第1部「経営 戦略の理論」、第2部「経営戦略の展開」、第3部「環 境ビジネスと経営戦略」である。

本書において、著者は世界の経営学の主流を占め てきたアメリカ経営学が最近まで主導をしてきたが、 1990年代以降、自社の収益と市場支配を目的とする アメリカ経営学の基盤を揺るがす動きが顕著となっ てきたとし、それは EUを母国とし起源とする環境 経営学の台頭である、としている。それは地球環境 の危機的な実態に対する人類の警鐘であり、地球環 境改善への有効な対策や措置は最優先されるべき課 題でもある。従来のマネジメントは資本主義企業の 推進的動機である利潤の追求を目的としていたが、 これからは環境保全、環境適合型へ事業経営のスタ イルを転換しなければならなくなる。環境マネジメ ントは全事業活動を通じた環境負荷の削減を目的に しなければならないのである。そしてこうした事業 活動として位置づけられる環境保全と資源保護は、 利潤追求という限界を持ちながらも、環境実績と経 営実績とを共に改善を目指すことを「戦略的に結び」 つけることはきわめて有効な策である。これらは企 業エゴイズムの枠を超えるものではないが、業界内 部や異業種、中小企業との連携の拡大など旧来の戦 略の型を破る新しいアプローチを加えることによっ て、環境保全に適合しうる経営戦略の構築が図られ るであろう、とされている。

(八千代出版・2002年5月刊・2500円) (いのうえ ひでじろう・会員・東邦学園大学教授)

佐藤真人・中谷武・菊本義治・北野正一著

『日本経済の構造改革』

浜岡 政好

本書は兵庫労働総研の4人のメンバーによる小泉 「構造改革」への批判研究の成果である。はじめに本 書の構成をみておくと、序章「日本経済の構造改革」 (菊本義治)、第1章「平成不況と構造改革」(佐藤真 人)、第2章「グローバル化と国民生活」(中谷武)、 第3章「成熟経済における福祉のあり方」(菊本義 治)、第4章「自立した地域経済像を求めて」(北野

# 正一)のようになっている。これらの諸論文は小泉 「構造改革」の個々の政策を批判するというより、全 体としての小泉「構造改革」の理論的枠組み、方向 性、処方箋がいかに間違っているかを、戦後日本経 済の歩みを総括しながら、「構造改革」が登場せざる を得ない歴史的背景の分析を通して明らかにしてい る。

本書の基本姿勢は、高度成長下で形成されてきた 日本経済の仕組みが時代の要請に応えられなくなり 構造改革が必要とされているのに、これまで本当の 意味での構造改革が行われてこなかったし、また小 泉「構造改革」は現在の国民生活の危機的な状況を 打開する構造改革にはなっていないとするものであ る。小泉「構造改革」への中心的批判点は、そのア メリカ追随型のグローバル化の推進と国民の生活基 盤の破壊である。

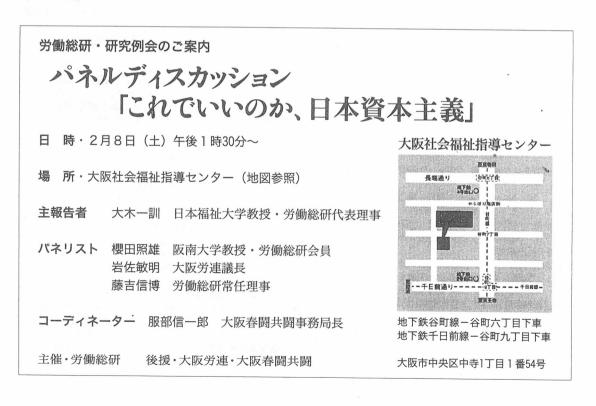
そして小泉「構造改革」への対抗的政策として「生 活重視の構造改革」が提唱されている。低成長下で 国民生活を充実させるために、労働時間短縮、雇用

## 労働総研クォータリーNo.49(2003年冬季号)

の安定確保、賃金と社会保障の安定化などによって、 「消費率」の引き上げを求めている。このように本書 はもう一つの構造改革の必要性を説き、あわせて3 章、4章などでその構造改革像のラフデッサンを提 示している。

著者たちによる日本経済への診断と処方の方向性 はおおむね妥当なものとして共感できる。多くの勤 労者が抱いている日本経済の現状についての素朴な 疑問に対する答えとしても説得的なものである。問 題は「もう一つの構造改革」はどのようにして現実 化しうるかということであるが、この部分は抽象度 が高くてもう一つ具体的につかみにくい。そこで阪 神淡路大震災後の被災地において、住民の暮らしと 地域社会・経済の再建・再生の取り組みに誠実に関 わってこられた著者たちのグループには、ぜひこの 続編として被災地神戸での実践をふまえた「もう一 つの構造改革」論の地域編を出されることを期待し たい。

(桜井書店・2002年6月刊・2500円)



# 第45号~第48号・総目次

第45号(2002年冬季号)

●激変する国際政治経済情勢の特徴と小泉「改革」 平田 寬一 集〉●小泉「構造改革」に対峙する国民的共同を 〈特 ■21世紀・日本労働運動の「飛躍」への条件 戸木田 嘉久 ■小泉流「構造改革」NTT版・11万人リストラ計画に 反対する 「50歳退職・賃下げ再雇用」は、違法――2人に1人 のリストラ人減らし 岩崎 俊 ■現在のリストラ反対闘争は、地方・地域労連、全労 生熊 茂実 連と一体でたたかうことが重要 ■雇用と暮らしを守る共同への挑戦 大木 寿 ■新交付金制度を活用し、失業者の就労確保を 佐藤 陵一 ■地域労働運動の新たな展開と発展方向 原富 悟 ■現地からの報告――新基地建設反対、県民生活擁護 のたたかい 宮里 武志 ■パート・臨時労組連絡会結成と1年間の成果 井筒 百子 〈国際・国内動向〉 ■職安の民営化は国民の勤労権を保障すべき 国の責任を放棄するもの 新宮 峰男 ■報復戦争と日本~すすむ日本の参戦体制 -自衛隊派兵法強行とPKO法改悪-佐藤 光雄 ■狂牛病根絶で国民の安全、農家や営業を守ろう 石黒 昌孝 ■欧州委員会によるグリーン・ペーパー 「企業の社会的責任について」 坂本 満枝 〈書 評> ●山崎清著『社会形成体と生活保障』 下山 房雄 ●日本科学者会議編『科学者・研究者・技術者の権利 沢田 昭二 白書。 〈新刊紹介〉●椎名恒・野中郁江著『建設』(日本の「ビッ グ・インダストリー」シリーズ第8巻)栗山 嘉明●宮前忠夫著『人間らしく働くルール ~ヨーロッパの挑戦~』小川 英雄

第46号(2002年春季号)

●マスコミはなぜ小泉「改革」を応援し続けるのか 金光 奎 集〉●小泉「財政・税制・雇用」政策と国民生活 〈特 ■小泉内閣の財政租税政策の特徴と本質 谷山 治雄 ■小泉「構造改革」下の雇用・失業問題 雄二 河村 ■小泉「構造改革」と中小企業・国民生活 岡嶋 明 〈国際・国内動向〉 ■2002年版「労問研報告」批判 ~"危機"強調で労働者を欺瞞する財界戦略~ 草島 和幸 ■ [資料紹介]「ポスト資本主義」社会を展望した仁川宣 言 [資料紹介] TUC臨時雇い労働者の同等な権利 藤吉 信博 ■ 〔公開中小企業問題研究部会報告〕 中国経済の状況と日本の対中投資 干 金 (新刊紹介)●全労連編『組合員教科書』相澤 與一●唐 鎌直義著『日本の高齢者は本当にゆたかか』江 尻 尚子●工藤晃著『マルクスは信用問題に ついて何を論じたか』今宮 謙二●中山徹著 『公共事業改革の基本方向』 椎名 恒●マイケ ル・ケーザー著・日野秀逸訳『ソ連・東欧の 保健・医療』 柴田 嘉彦

#### 第47号(2002年夏季号)

●巻頭インタビュー:森英樹氏に聞く 憲法へのテロ行為 有事関連三法案は廃案へ 〈特 集〉●欧州の労働と生活 ■「賃金・所得の社会化」と経済生活 猿田 正機 ■雇用か、賃金か――オランダ労働組合の経験 竹内 真一 ■解雇規制緩和とイタリア労働組合運動 斉藤 隆夫 〈国際・国内動向〉 ■大成功おさめた3・30リストラ反対、雇用と地域を 守る全国交流集会 藤吉 信博 ■完全失業者が失った年間賃金は8兆円 篠塚 裕一 ■フランス選挙結果に見る貧困の進行 布施 恵輔 〈書 評> ●清山卓郎著『日本経済の復活と再生』一ノ瀬 秀文 ●福田泰雄著『現代日本の分配構造―生活貧困化と経 済理論』 相澤 與一 ●グレゴリー・マンツィオス編『新世紀の労働運動』 ●全労連編『世界の労働者のたたかい 2002』 大木 一訓 〈新刊紹介〉●黒川俊雄・小越洋之助著『ナショナル・ミニ マムの軸となる最賃制』金田 豊●坂本 修著 『暴走するリストラと労働のルール』黒田昌弘

#### 第48号(2002年秋季号)

●現代投機社会の蹉跌	今宮	謙二
●対立色を強めたドイツ2002年協約運動	島崎	晴哉
●全労連運動の新たな「三つの機軸」	坂内	三夫
		二大
〈特 集〉●日本の技術・職業教育と職業訓練		
■日本における職業訓練の性格変容とその本質		
	山崎	昌甫
■経済戦略と人材育成	竹内	真一
■高校における職業教育の現状と課題	林喜	萬太郎
〈国際・国内動向〉	8	471624
■健康増進法とWHO路線の矮小化	日野	秀逸
■ブッシュの戦争と米国の労働組合	岡田	則男
〈書評〉		
●相澤與一編・労働総研監修『社会保障構造改革――		
今こそ生存権保障を』	西岡	幸泰
●労働総研編・大木一訓監修『日本経済の		
造改革」――労働運動からの分析と提言』		
	, , ,	日嘉久
〈新刊紹介〉●田沼祥子・田辺順一著『いのち抱きしめて』		
上田 誠吉●脇田滋著『派遣・契約社員働き		
方のルール』内山 昂●福島ク	(一編	『中小
企業政策の国際比較』大林 弘道		
●藤木武先生を俚んで		順—

●藤本武先生を偲んで 近松 順一

- 48 -

「ッシュに隷属し、大企業の利益を最優先し、労働者・国民諸階 層への犠牲転嫁を強行する小泉自民党・公明党・保守(新)党の政 治経済政策の破綻が鮮明になっている。本号の特集「リストラ・失業・雇用、地域経 済問題での国民的共同の探求」は、大企業・政府が強行する未曾有の失業・雇用不 安、中小企業の倒産・経営難、地域経済の破壊に対して、労働者、中小企業家、自治 体の行政、いわゆる保守層までを含めた、国民的規模での反撃が、どのように前進し 始めているかを解明している。労働総研はこうした現場の教訓をも検討しながら、1 年間の研究会の成果として、12月2日、「公的雇用創出のための政策提言」の「発表 と懇談の夕べ」を開催した。このことについては大須論文で述べられている。この 「政策提言」をより充実させるうえでのご意見をもお願いしたい。 (N.F.)

「労働総研クォータリー」をお読みになったご感想、ご意見をお寄せ下さい。 FAX・郵送・Eメールいずれでも結構です。

《送り先》 労働運動総合研究所

〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 ユニオンコーポ403
電話03(3940)0523
FAX03(5567)2968
E-mail:rodo-soken@nifty.ne.jp

労働総研クォータリー No.49 (2003年冬季号) 季刊 2003年1月1日発行 労働運動総合研究所 編集·発行 〒114-0023 東京都北区滝野川3-3-1 TEL 03 (3940) 0523 ユニオンコーポ403 FAX 03 (5567) 2968 http://www. iijnet. or. jp/c-pro/soken/ 印 有限会社 なんぶ企画 刷 頒 1部 1,250円 (送料180円) 価 5,000円(送料含む) 年間購読料 (会員の購読料は会費に含む) 振 替 00140-5-191839

## https://rodosoken.com

The Quarterly Journal of The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.49 Winter Issue

# Contents

# Special Articles : Search for People's United Effort on Problems of Restructuring, Unemployment and Employment, and Local Economy

- \* How Should the Restructuring, Unemployment and Employment Problem Be Solved?
  - In response to the "Rodo-Soken's Political Proposal for Job Creation" Shinji OHSU
- \* Let Us Put a Brake on the Overdrive of Capitalism by Establishing Rules to Safeguard Jobs, Livelihood and Life Keiichi ITOH
- \* Cooperation of Traders and Producers to Defend Local Economy Hiroshi KOTANI
- "To Defend the Industrial Area and Local Economy of Ota-ward" Is a Common Desire of All Ota-ward Residents
  Kozo GOTO
- \* Growing United Struggle for Job Security and Better Working Rules for Young Workers Mantaro HAYASHI

\* Nobel Prize and Shimadzu Corporation

## Information at Home and Abroad

- \* Call for a Revision of the Public Servant System in Compliance with the ILO Recommendations Yukio IWATA
- \* Shiba Credit Bank and its Female Workers Reached an Out-of-the-Court Settlement Mediated by the Supreme Court on Lawsuit over the Discrimination against Women in Promotion and Wages Fukuko SAKAMOTO

# Introduction of New Publications :

\* "Social Welfare Dictionary," by Social Welfare Dictionary Editorial Committee

Yoshiko ISHIKAWA

Hajime OKI · Teruo SAKURADA

- \* "Report on the Results of Questionnaires on Actual Situation of Part-Timers and Temporary Workers," by Zenroren Liaison Council of Part-timers and Temporary Workers Unions Kazuko KAWAGUCHI \* "Theory of Contemporary Management Strategy," by Tatsuo ADACHI Hidejiro INOUE
- \* "Stuctural Reform of the Japanese Economy" by Masato SATO and others

Masayoshi HAMAOKA

General Table of Contents No. 45-48

Edited and Published by The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken) Union Corp. 403 3-3-1 Takinogawa, Kitaku, Tokyo 114-0023 Phone: 03-3940-0523 Fax: 03-5567-2968

季刊 労働総研クォータリーNo.49 頒価1,250円(本体1,190円)

(会員の購読料は会費に含む)